

《論文》

個人事業者における消費税等の実務の状況とその問題点

——インボイス制度の導入を視野に入れて——

藤巻 一男 (新潟大学)

本稿では、令和5(2023)年10月1日から導入が予定されている適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という)によって、個人事業者の各層・各区分においてどのような影響が出るのかを探るため、個人事業者に対する実態調査(ネットリサーチ)を実施し、その分析結果を基に各層・各区分の特徴や傾向を示すとともに、特に小規模零細の個人事業者の問題を抽出するため、例えば、本人だけで事業を営んでいる者(以下「一人事業者」という)等に焦点を当て、会計・税務申告の状況、改正電子帳簿保存法への対応状況、消費税の転嫁状況等の観点を踏まえて考察し、小規模零細の個人事業者にも配慮した消費税の特例措置の必要性について示唆した。

キーワード：消費税，個人事業者，適格請求書等保存方式，インボイス制度，免税事業者，転嫁

はじめに

本稿は、JSPS 科研費 20K01290 (令和2~5年度，基礎研究(C)「消費税の軽減税率等が事業者に及ぼす影響の分析と人件費アプローチによる対応策の検討」)の助成を受けて着手した研究(以下「本研究」という)の一環として、個人事業者に焦点を当てて実施したアンケート調査(以下「本調査」という)の分析結果を基に論じたものである。

本研究の目的について、まず述べておきたい。本研究は、筆者による過去の研究(JSPS 科研費 15K12968, 平成27~30年度，以下「前研究」という)の調査・分析の結果を基礎とし、更に発展させるものである。本研究の目的は、消費税の引上げや軽減税率の導入による小規模事業者(中小法人と個人事業者)の経営に対する影響について、特に人件費との関係性に焦点を当てながら調査・分析を行った上で、それらの影響を

緩和するための新たな仕組みの在り方について考察することである。次に、本研究の一環として本調査を行うこととなった経緯及び理由について、以下に述べておく。

本研究及び前研究では、消費税の課税ベースである付加価値の主要な要素である人件費に着目して小規模事業者の業種別等の状況を分析する手法をとっている。制度上、消費税額の計算過程(控除・間接方式)では、付加価値の各要素が直接用いられることはない。しかし、その計算過程の背後にある人件費に着目すると、消費税が事業者の資金繰り等に与える影響を理解することができる²。法人全体について言えば、人件費は付加価値(利益、人件費、支払利息・割引料、動産・不動産賃借料、租税公課)全体の約7割を占めている³。また、概して、規模の小さい法人ほど売上高に対する人件費の割合が高い⁴。仮に、ある事業者において販売先への消費税の転嫁が全くできなければ、消費税の課税

¹ 控除・間接方式については、後述の8.参照。現行法上、消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上高に7.8%(軽減税率の適用対象となる取引については6.24%)を乗じた額から、課税仕入高に110分の7.8(軽減税率の適用対象となる取引については108分の6.24)を乗じた額を差し引いて計算する。また、この消費税額に78分の22を乗じた額が、地方消費税の納付税額となる。

² 藤巻一男「消費税の引き上げが事業者及び消費者に与える影響—インターネット調査(2018年11月・12月実施)の結果—」新潟大学経済論集第106号95-109頁(2019年3月)。

³ 財務総合政策研究所 法人企業統計 令和2年度の年次報告。付加価値2,733,287億円の内訳は、人件費：1,954,072億円(71.5%)、支払利息等：60,123億円(2.2%)、動産・不動産賃借料：261,616億円(9.6%)、租税公課：101,279億円(3.7%)、営業純益：356,197億円(13.0%)。括弧内は構成比。

⁴ 藤巻一男「消費税法における簡易仕入税額控除制度の欠陥の分析—会計検査院による平成24年10月報告書の批判的考察—」新潟大学経済論集第105号62頁(2018年9月)。

ベースである付加価値のうち人件費相当額に係る税額部分については、人件費が流出項目であることから、納税資金の裏付けはない。前研究の調査結果によれば、消費税率の引上げ等によって、資金繰り等で特に大きな影響を受ける可能性が高い業種は、飲食店業や宿泊業、その他の人件費率の高いサービス業である⁵。

本研究及び前研究における主な手法は、事業者に対する実態調査に基づく業種別等の分析である。しかし、2019年末からの新型コロナウイルス感染症の流行による影響が大きい状況下では、そのような研究手法を取ることが難しくなった。飲食店業や宿泊業等においては、消費税率の引上げの影響に加え、新型コロナウイルス感染症対策として、休業要請等に応じ休業・営業時間短縮等による影響が直接的に及ぶこととなった。特に、BtoCを営む小規模事業者の中には、コロナ禍の影響を強く受けている業種もあり、その中で生き残った業者だけを調査対象(廃業者を対象外)とした場合、生存者バイアス(survival bias)によって、消費税率の引上げ等による影響を的確に把握し分析することは困難になったと考える。

また、前研究では、法人企業統計(財務総合研究所)等の公表データや法人関係者へのアンケート調査により得られたデータを基に、主に中小法人(会社)を対象とした研究に取り組んできたが、これだけでは不十分である。この研究方法では、消費税の納税義務者のうちのもう一方の主体である個人事業者に係る問題について、実態把握と解明ができない。特に、2019年以降のコロナ禍を契機にして、テレワーク等の利用拡大を背景に、雇用と請負の中間型のフリーランス等が将来的に増加し、小規模零細の個人事業者を巡る環境が大きく変容していくことが予想されるので、これらにも着目する必要がある。例えば、請負型の「伝統的自営業者」と「使用従属性」の高い「雇用的自営業者」に区分し⁶、消費税制度への対応の差異等について調

査・分析する必要があると考える。

前研究では、中小法人(会社)を主たる対象として、付加価値の主要な要素である利益と給与の特徴的違い(事業者にとって留保か流出か)に着目して分析・検討したが、一人事業者の場合や事業従事者が本人と親族だけの場合、付加価値の諸要素が一体化していることから、新たなアプローチが必要となる。

更に、現状では個人事業者は消費税の免税事業者(課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円以下である事業者等の要件を満たすもの)に該当すれば、事務負担や転嫁困難性の問題は特に生じないが、将来はどうか。令和5(2023)年10月1日からインボイス制度が導入され、消費税の課税事業者は免税事業者からの仕入について、仕入税額控除は一部を除き原則としてできなくなる⁷ことから、仕入れ元の課税事業者は仕入れ先の免税事業者に対して消費税相当額の値引き要求をするようなことがあるかもしれない。免税事業者は、そうした事態を避け、売上げを減らされないようにするために、課税事業者への移行を選択せざるを得なくなる。そこで、BtoB取引を営んでいる免税事業者を対象にして、インボイス制度への対応状況についての実態把握も必要になる。

1. 本調査の概要

本調査は、個人事業者におけるインボイス制度への対応状況やその影響を把握することを主たる目的としている。また、インボイス制度と密接に関連する個人事業者の経理・申告の状況や改正電子帳簿保存法への対応状況の把握も併せて行った。更に、生存者バイアスがあることを念頭におきつつ、令和元(2019)年10月の消費税率引き上げ時における転嫁状況の把握も行った。上記の主要質問に対する回答結果の分析に当たり、個人事業者の年代、売上先の数、年間の売上高、

⁵ 藤巻・前掲注(2)105-109頁。

⁶ 山田久「望ましいフリーランスの普及に向けて—国際比較を踏まえた政策対応—」日本総研 Research Report No.2020-021(2020.8.31)によれば、「使用従属性」の低いフリーランスを「独立契約者(インディペンデント・コントラクター)」、高いフリーランスを「雇用的自営」と呼び、わが国のフリーランスは、総じて雇用者よりも労働条件が劣り、「独立契約者」は少なく、「雇用的自営」が多数を占める状況であると述べている。また、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27(2015)年9月3日政府税制調査会資料)によれば、「伝統的自営業者」、後者を「雇用的自営業者」と区別して

おり、前者は、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、後者は、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいうとされる。本稿でも、この区分を参考にして論じている。

⁷ インボイス制度導入後においては、原則、免税事業者などのインボイスを交付できない者からの仕入れについては、仕入税額控除ができなくなるが、区分記載請求書等と同じ内容の記載がある請求書を保存し、帳簿に経過措置を受ける旨を記載していれば、6年間は一定割合の仕入税額控除が認められる。

事業従事者数等の回答結果とのクロス集計を行い、近い将来導入予定のインボイス制度への対応状況等の主要質問に対する回答者の特徴や傾向を把握し、各層・各区分においてどのような影響が生じるのかなど、問題の抽出・明確化や仮説の設定に努めた。原則として、質問の回答結果を一定の書式による数表にすべて表示し、それらを基に問題のある層・区分に焦点を当て、特徴や傾向を把握する手法をとった。そのため、集計結果を表示した多数の数表で、紙幅を費やしていることをお断りしておく。以上の通り、本稿では仮説探索的研究 (exploratory research) が多くを占めるが、これは小規模零細の個人事業者のための特例措置の必要性や在り方を検討するという本研究の目的のためである。

本調査では、個人事業者の中でも特に小規模零細事業者の実態を把握するため、一人事業者に着目した。更に、一人事業者のうち、フリーランスや雇用的自営業者を区分して分析した。また、主要売上先が1社(者)と回答した者については、当該主要売上先との役務提供契約の内容や報酬交渉の余地の有無の観点からも調査し分析を行った。

本調査は、マーケティングリサーチ業界最大手の株式会社インテージ⁸ (以下「インテージ」という) に委託し、令和3(2021)年12月20日(月)～22日(水)に実施した。同社の法人パネルに登録しているモニター836,137人(男:414,262人,女421,875人,2021年5月現在)のうち、30～79歳の自営業(SOHOを含む)の登録者(13,529人)の中から7,240人を無作為に抽出して調査依頼し、3,086人(調査時点で自営業を営んでいない者は除外)から有効回答を得た(回収率:42.6%)。回収サンプルは、インテージにおける自営業の登録者(母集団)の構成比に近くなる⁹。

本調査では、個人事業者において、消費税のインボイス制度の導入や関連する各種制度によって事務負担

の増加等の影響を受ける可能性が高い層・区分はどこかなどについて、複数の角度から分析している。次項以下では、経理・税務申告の状況(Q11)、改正電子帳簿保存法への対応(Q12)、消費税の課税事業者と免税事業者の状況(Q13)、消費税の転嫁状況(Q14)、適格請求書(インボイス)発行事業者の登録状況(Q15)、インボイス制度の導入による影響(Q16, Q17)等について、性・年代(Q1, Q2)、業種(Q3)、売上先数(Q5)、年間売上高(Q6)、事業従事者数(Q7)、業務上の経験・知識・スキルの必要性(Q9)の各区分の観点から分析を行った。

本稿では(Q*)は質問の番号を表し、(Q*)の後に選択肢の番号を付す場合、①、②…と表記している(文末の質問表を参照)。なお、各質問に対する回答結果の集計・分析結果を表した【数表】は、それらを複数回に渡りとり上げて論述するため、7.にまとめて掲載した。

2. 税制への理解度と無回答者

本調査の結果を集計する際、無回答者(「わからない/答えたくない」と回答した者)の分も含めて集計した。質問ごとに無回答者は異なるので、2つの質問の回答データをクロス集計する際、各質問の無回答分も含める必要があるからである。質問ごとの無回答の割合は、消費税等に関する各種制度に対する認識や理解を測る上で重要な指標となりうる。なお、「わからない」と「答えたくない」とでは意味が異なり、後者には、例えば法令不遵守のニュアンスが含まれることもある。本調査では、後述する質問(Q16)(Q17)以外は、アンケートの回答を進めやすいように、「わからない」と「答えたくない」を区別していない。また、アンケートでは、一度回答した質問については、後戻りして回答をし直すことができない設定になっている。

されていたが、本調査ではその方法をとっていない。

年代	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	合計
人	605	2,493	5,286	3,902	1,243	13,529

業種が「マスコミ・広告、新聞・放送業/市場調査」である個人については、アンケート調査に仕事上接する機会があり回答にバイアスがかかる可能性があるため除外した。

年齢区分:20～29歳の自営業登録者は69人と少ないため、調査対象から除外した。

自営業とした登録した者(2021年5月現在)で、調査時点(2021年12月20～22日)で自営業を継続していない者も抽出(文末の質問表Q4で③を選択)されたが、それらの回答はすべて除外し、3,086人を分析対象とした。

⁸ 株式会社インテージ (INTAGE Inc.)、本社:東京都千代田区神田練堀町3番地 インテージ秋葉原ビル。同社に登録されたPCユーザーとスマートフォンユーザーが混在するモニターは、35,656人(2021年5月時点)。モニター登録時のプロフィール入力、または属性調査から把握している属性を切り口に、該当する対象者への調査実施が可能であり、属性情報は定期的に更新されている。
<https://www.intage.co.jp/feature/> (令和3年11月21日閲覧)

⁹ (株)インテージに自営業(SOHOを含む)として登録されているモニターの年齢別分布は、以下の表のとおりである。

年代区分別・地域別に均等割り付けして抽出する方法も用意

【数表 18】は、質問別の無回答の割合を取り出してまとめたものである。質問 (Q11) は経理・税務申告の状況について、質問 (Q12) は改正電子帳簿保存法への対応状況について、質問 (Q13) は消費税の課税事業者と免税事業者の状況について、全員を対象にしたものであり、それぞれの無回答の割合は、32.7%、34.6%、41.4%であった。無回答の傾向として、年間売上高が上がるにつれて概ね減少していること（【数表 11-2, 12-2, 13-3】）、事業従事者数が増えるにつれて減少していること（【数表 11-3, 12-3, 13-4】）があげられる。逆に言えば、事業規模が小さくなるほど、各種制度に対する理解・認識の程度は、低くなる傾向にある。特に一人事業者の場合、新制度の情報に触れて理解する機会や時間が限られているという見方もできるであろう。なお、高齢世代（60～69歳、70～79歳）は無回答割合が低い（【数表 11-1, 12-1, 13-1】）、これは事業規模と連動している可能性がある。

消費税の適格請求書（インボイス）発行事業者の登録状況に関する質問 (Q15) に対しては、52.7%が無回答であった（【数表 15】）。更にインボイス制度の導入によって予想される影響に関して、課税事業者に対する質問 (Q16) では62.6%（=56.5%+6.1%）が、免税事業者に対する質問 (Q17) では76.5%（=70.4%+6.1%）が、それぞれ無回答であった（【数表 16, 17】）。質問 (Q16) と質問 (Q17) については、「制度の内容や取引への影響等がよくわからないので、答えられない」と「答えたくない」の選択肢に分けており、上記のカッコ内の数値（%）はそれぞれの内訳である。

調査時点において、質問 (Q15) (Q16) (Q17) に対する無回答の割合が高いのは、新たな制度への理解度がまだ低いということであろう。一方、個人事業者自身の消費税に係る納税申告義務の有無という基本的な事柄に関する質問 (Q13) に対して無回答割合が41.4%（1,279人）と高いのは何故であろうか。その無回答者の過半は免税事業者であると推測される¹⁰。その無回答者は、自らを免税事業者であるか否かを正しく認識（または事業者免税点制度を正しく理解）しているのだろうか。

所得税法上、個人が事業を開始すれば、税務署への届出が必要になる（所得税法 229 条）。そして、個人事

業者は、暦年ごとに課税所得金額と税額について、確定申告・納付義務が生じる。個人事業者であれば、通常、所得税の確定申告・納付義務については一応理解しているであろう。一方、消費税法では、小規模事業者の事務負担等に配慮して、その課税期間の基準期間における課税売上高（税抜き）が1,000万円以下の事業者は、原則として、その課税期間の消費税の納税義務が免除される制度（事業者免税点制度）がある。基準期間とは、納税義務の有無を判定する基準となる期間をいい、個人事業者の場合はその年の前々年が基準期間となる。免税事業者に該当する場合、税務署長に対して消費税法上の届出の義務はない。ただし、免税事業者が課税事業者になることを選択する場合には、届出が必要になる（消費税法 9 条 4 項）。

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、免税事業者に該当するので、事業者免税点制度の仕組みを知らなかったとしても、当面は問題が生じないであろうが、将来はどうか。インボイス制度の導入に伴い、免税事業者が課税事業者になることを選択せざるを得なくなる場合もある。事業者免税点制度を理解した上で自身を免税事業者であることを認識している場合と、その制度や自身の納税義務の有無をそもそも理解していない場合とでは、新たなインボイス制度への対応においても大きな差が生じうる。

3. 一人事業者の状況

【数表 6】は、個人事業者において当該事業に従事する者の人数の状況を表したものである。個人事業者のうち、一人事業者は、サンプル全体の63.2%（n=1,951）を占めている。本稿において、一人事業者に着目するのは、消費税額の計算における被用者（給与所得者）との違いを比較・検討するためでもある（後述 8. 参照）。なお、「本人と事業専従者の親族」で事業を営んでいるのは全体の20.9%（645人）であり、これらも一人事業者に準じた問題が生じる場合もあるが、以下では一人事業者に焦点を当てて分析する。

【数表 6-2】によれば、年間売上高が上がるにつれて、一人事業者の割合は減る傾向にある。概して、一人だけで多額の売上高を計上できる事業は限られてい

¹⁰ 質問 (Q13) の無回答者の年間売上高 (Q6) をみると、1,000万円以下が48.5%、1000万円超が9.3%、無回答が42.2%となっている。これらは、基準期間（課税期間の前々

年）の課税売上高ではないが、免税事業者に該当するかどうかの判断の一応の目安になる。

るからであろう¹¹。ただし、一人事業者であっても、業種によっては多額の売上高を計上するケースもある¹²。また、【数表 7-1】によれば、BtoB 取引の一人事業者においては、売上高の多寡にかかわらず、売上先が1社（者）の割合が高い。売上先が1社（者）の場合、概して当該売上先に対する経営の依存度が高くなると考えられるので、5. (3)において価格交渉力や消費税転嫁の観点から分析している。

【数表 11-3】は、経理・税務申告の状況を事業従事者数の区分別に表したものである。一人事業者に着目すると、電子取引や所得税の e-tax の利用度は、親族や他の 10 人以下の事業従事者がいる場合に比べて高い。一方、消費税の e-tax の利用割合は、免税事業者の該当割合（43.8%、【数表 13-4】）と直接連動するので、所得税の e-tax の利用割合と比べて低くなる。また、税理士等への事務の委任割合は 20.7%と、他の区分（41.0%、53.4%、60.0%）に比べてかなり低い。

【数表 12-3】は、改正電子帳簿保存法への対応状況を事業従事者数の区分別に表したものである。①「改正内容をよく理解していないが、対応は必要ないと思う」との回答割合は、一人事業者が 20.6%と他の区分に比べてやや高い。なお、この回答割合は、年代区分が 70～79 歳（【数表 12-1】）、年間売上高 200 万円以下（【数表 12-2】）においても高い。電子帳簿保存法の改正内容の一つに、令和 6 年 1 月からは申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある者は全て、請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが義務付けられている。つまり、すべての事業者において、電子データの保存義務が生じる可能性がある。上記の「…対応は必要ないと思う」との回答の背景には、将来的に電子データを送付・受領する可能性が全くないことも考えられるが、一人事業者においては、マンパワーの限界によって、改正法への理解が不足しているケースが多いことも考えられる。

多額の設備投資をしないフリーランスのような一

人事業者を想定した場合、所得金額の計算や所得税申告に係る事務と消費税に係る経理処理や申告に係る事務とを比べると、概して、後者の方が計算や諸手続が煩雑であり、また専門的判断を要する場合もあり、消費税の課税事業者においては、税理士等への委任の必要性が高いと考えられる。

事業者自身の消費税の納税義務の状況に対する質問（Q13）や適格請求書発行事業者の登録の状況に関する質問（Q15）に対する無回答割合の多さについては 2. で指摘したが、その中でも特に一人事業者の無回答の割合は、それぞれ 40.0%（【数表 13-4】）、52.6%（【数表 15-4】）と、他の区分と比べて高い。一人事業者においては、質問（Q15）に対して、①適格請求書発行事業者の登録済割合が 1.6%、②登録予定割合が 6.7%と他の区分と比べて低い（【数表 15-4】）。ただし、インボイス制度の導入によって影響を受けることが見込まれるのは、BtoB 取引の免税事業者であるので、その中の一人事業者の状況については、6. で述べる。

4. フリーランス、雇用的事業者等の状況

一人事業者について、契約や労務の態様等の観点から更に細分化して検討した。冒頭でフリーランスや雇用的自営業者について触れたが、これらの用語については法令上の明確な定義はない。内閣官房等が 2021 年に公表したガイドラインによれば、フリーランスについて「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」¹³と定義している。一方、雇用的自営業者は、使用従属性の高い自営業者であり、役務提供先との契約は「雇用的」とあるので、雇用契約ではないが、それに近い請負、準委任の契約のようなものと表現できる。雇用的自営業者については、労働法の適用があるのかなどの問題に加え、收受した役務提供の対価が所得税法上の給与所得と事業所得のいずれに該当するのか¹⁴、更に、本稿のテーマである消費税法上の納税義務に伴う種々の問題が生じうる。

フリーランスと雇用的自営業者の概念には曖昧な

¹¹ 経済センサス 2020 年（令和 2 年）個人企業経済調査によると、売上高（1 企業当たり）は、事業主のみ場合、4,260 千円、事業主と事業主の家族で無給の人の場合、4,879 千円。

¹² 人的役務サービス業を営むような一人事業者の場合、概して、年間売上高に限りがある。一方、売上高 5000 万円超の一人事業者（n=22）の業種（Q3）を更に調べると、卸売業・小売業（7 人）、金融・保険業（6 人）、不動産業・物品賃貸業（5

人）が比較的多い（【数表 7-1】）。

¹³ 内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和 3 年 3 月 26 日）31 頁。

¹⁴ 藤巻一男「リモートワークに係る働き方の選択と問題点—役務提供契約の法的視点からの検討とキャリア教育への示唆」創生ジャーナル第 4 巻（2021.3）参照。

ところもあり、2つの用語に対する人々の認識にも差異があるとみられることから、本調査の実施に当たっては、これらの用語を用いていない。ただし、本調査の結果を基に、以下のように複数の基準を便宜的に組み合わせることによって、それぞれの概念にある程度近づけることができるのではないかと考える。

《フリーランスの抽出基準》

- ・ 一人事業者、すなわち、事業従事者が本人だけであること (Q7①)。ここでは、本人の親族が従事する場合 (Q7②) は含めないことにした。以下同様。
- ・ 仕事内容について、「どちらかといえば」を含め、自身の経験や知識、スキルを活用できる仕事であると回答した者 (Q9①V②)。

ここでいうフリーランスには、業務委託契約 (請負契約や準委任契約) に基づく役務提供だけではなく、一般消費者を対象に物品やサービスを販売する場合も含めている。したがって、業種や契約内容を抽出基準として用いていない。この基準によって、抽出されたサンプルは1,621人であり、一人事業者の83.1%に当たる。一人事業者に限らず全体的にみて、主観的には「自身の経験や知識、スキルを活用できる仕事である」と認識している者は多い。この割合は、売上高の多寡にかかわらず高く (【数表9-1】)。

本調査では、個人事業者の中でも特に小規模零細事業者を問題にしている。そこで、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得るフリーランスよりは、単純作業に従事する低スキルの層に着目した。本稿では、この層をマイクロタスク型の事業者と呼ぶことにした。マイクロタスクという用語は、後述のクラウドワークの業界でよく用いられているが、ここではそれよりも広い意味で用いている。

《マイクロタスク型の事業者の該当基準》

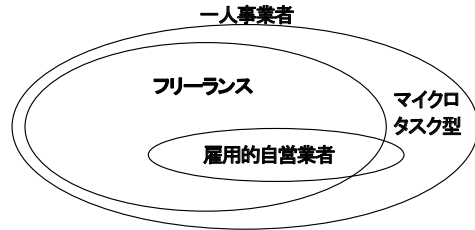
- ・ 一人事業者に該当。
- ・ 仕事内容について、「どちらかといえば」を含め、誰でもできるような簡単な作業の仕事であると回答した者 (Q9③V④)。

《雇用的自営業者の該当基準》

- ・ 一人事業者に該当。
- ・ 売上先が1社 (全体売上の9割以上を含む) であること (Q5①)。そして、その主要な売上先との契約が実質的には雇用又はこれに類する契約であること (Q8③)。

フリーランスの上記抽出基準では売上先の数や主要売上先との契約内容は問わないので、雇用的自営業者のほとんどはフリーランスに包摂されることになり、

マイクロタスク型の仕事を行っている者がそこから外れることになる。上記の各基準により便宜的に設定した、一人事業者、フリーランス、マイクロタスク型、雇用的自営業者の各概念の関係を示すと、次のようになる。



上記の各基準により抽出した各概念のサンプル数は、【数表9-2】の通りである。これによると、マイクロタスク型が221人、雇用的自営業者が52人に過ぎず、会計・税務に関する個人事業者の特徴や傾向を探る上では十分とは言えないが、分析方法を提示する趣旨から、7.の主要な数表の下欄に、これらの概念別の集計結果を追加した。マイクロタスク型と雇用的自営業者について、【数表11-4】は経理・税務申告状況、【数表12-4】は改正電子帳簿保存法への対応状況、【数表13-5】は消費税の課税事業者と免税事業者の状況、【数表14-7】は消費税の転嫁状況、【数表15-6】は消費税の適格請求書発行事業者の登録状況、【数表16-4】は消費税の課税事業者におけるインボイス制度の導入による影響、【数表17-4】は消費税の免税事業者におけるインボイス制度の導入による影響を、それぞれ表したものである。

以下では、フリーランス、マイクロタスク型、雇用的自営業者の特徴や傾向について述べておく。【数表3-2】は、事業経過年数を表したものである。2019年末以降に新型コロナウイルス感染防止の観点からリモートワークが普及したことを背景に、フリーランス等が増加しつつあるのではないかとこの想定で調査項目に加えたものであるが、調査結果からはそれは読み取れなかった。ただし、雇用的自営業者においては、10年以上事業を継続している者の割合は51.9%と平均(67.8%)と比べて低く、事業経過年数が比較的短いことがあげられる。

【数表7-2】は、一人事業者、フリーランス、マイクロタスク型、雇用的自営業者の年間売上高の分布状況を表したものである。概して、一人で稼げる年間売上高には限界があることから、上記の各概念においては、いずれも全体に比し売上高区分の低い方に多く分布している。それらは、消費税の免税事業者の該当割合の

高さにも関係する（【数表 13-4、13-5】）。また、フリーランスとマイクロタスク型の年間売上高の分布の山は 200 万円以下にあり、雇用的自営業者の分布の山は 200 万円超～400 万円にある。

コロナ禍を契機に感染防止の観点からリモートワークが注目されるようになり、今後はクラウドワークのような形態のフリーランス等が増えていく可能性がある。インターネット上で企業が不特定多数の群衆に業務を発注する比較的新しい業務形態として、クラウドソーシング（crowd sourcing）がある。その専用サイトには、システムの開発など、一定のスキルを必要とする仕事から、データを決められたフォーマットに入力していく単純作業まで、幅広い仕事が発注されている。そして、クラウドソーシングによる受注者（クラウドワーカー）においては、自身の経験や知識、スキルを活用できる仕事の場合と、誰でもできるような非常に簡単な作業による成果物を提出するマイクロタスク型の業務の場合があるとされている¹⁵。本調査では売上先と電子取引を行っている者の割合は全体の 8.9%（【数表 11】）に過ぎない。しかし、将来的には、クラウドワークの進展を背景に個人事業者のような働き方に注目していく必要があると考える。

クラウドワークに係る労働法や社会保障法上の問題に関しては、実証的分析や比較的研究を踏まえ、解釈論・立法政策論の視点から既に多くの研究¹⁶がなされてきている。一方、税務上の問題に関しては、国税庁がシェアリングエコノミー等新分野の経済活動へ

的確な対応¹⁷として取り組み方針を示し、また、それらに関する研究業績¹⁸も散見されるが、現状では関係する税制先般にわたるような研究は多くないようである。

本研究では、インボイス制度の導入による影響を把握する上で、それが顕著に表れると予想される個人事業者に焦点をあてて検討している。消費税は個人事業者のような働き方に大きな影響を与える可能性があることから、個人事業者に関する問題は税制の枠内でのみ検討すべきではないと考えている。この問題意識については、本稿の最後に触れる。

5. 消費税の転嫁状況

(1) 課税事業者と免税事業者の状況

上記 2. において、質問ごとの無回答の割合は、消費税法等の各種制度に対する認識や理解を測る上で重要な指標となりうると述べた。一方、無回答割合が高いと、質問内容自体の分析をする上では限界がある。消費税の課税状況の質問（Q13）に対し、①課税事業者で本則課税適用者が 13.9%（430 人）、②課税事業者で簡易課税適用者が 8.4%（259 人）、③免税事業者が 36.2%（1,118 人）、④無回答が 41.4%（1,279 人）であった（【数表 13】）¹⁹。国税庁統計年報によれば、個人の課税事業者における消費税の申告では、本則課税（一般申告）よりも簡易課税の件数の方が多い²⁰。本調査の質問（Q13）の無回答には、本来、簡易課税を選択した課

¹⁵ 中小企業庁『中小企業白書（2014 年版）』379 頁（平成 26 年 7 月 1 日）。同書によれば、マイクロタスク型のクラウドソーシングでは、誰でもできるような非常に簡単な作業による成果物を提出する仕事を対象としている。一つの仕事単位が、数秒から数分で完結するような、簡単なデータ入力等が代表例である。仕事に対する報酬はあらかじめ決まっているものが多く、その支払は、固定報酬制と変動報酬制（時給制）の両方のタイプがあり、報酬単価は 1 件当たり数円から数百円と極端に低くなると指摘している。

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/h26_pdf_mokuji.html（令和 4 年 1 月 12 日閲覧）

¹⁶ 例として、浜村彰・石田眞・毛塚勝利編著『クラウドワークの進展と社会法の近未来』法政大学近代法研究所叢書 47（2021）。

¹⁷ 国税庁「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」令和元（2019）年 6 月。

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sharingeconomy_taiou/index.htm（令和 4 年 1 月 12 日閲覧）

¹⁸ 例えば、主に所得税制上の問題について論じたものとして、森信茂樹「シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの発

達と税制の問題」フィナンシャル・レビュー令和 2 年第 2 号（通巻第 143 号）2020 年 6 月、がある。

¹⁹ 消費税の免税事業者の適用基準として、年間売上高 1000 万円以下が一応の目安となるが、【数表 13-3】では年間売上高 1000 万円超の免税事業者が存在する一方で、年間売上高 1000 万円以下の課税事業者が存在する。前者については、当年（課税期間）の年間売上高は 1000 万円超であるが、2 年前の基準期間の課税売上高は 1000 万円以下であることなどが関係していると考えられる。また、後者については、翌課税期間に設備投資が計画されるなどにより仕入税額が多く発生すると見込まれる場合、免税事業者が課税事業者を選択することなどが考えられる。また、簡易課税制度の適用基準として、年間売上高 5000 万円以下が一応の目安となるが、【数表 13-3】では年間売上高 5000 万円超の同制度の適用者が存在する一方で、年間売上高 5000 万円以下の非適用者が存在するが、これらも免税事業者の場合と同様に考えることができる。

²⁰ 国税庁『第 145 回 令和元年度版 国税庁統計年報』270 頁（2019）によれば、令和元年度における個人事業者の消費税の課税状況は、一般申告：453,142 人、簡易申告：637,009 人である。

税事業者や免税事業者に該当する者が多く含まれていると推測される。そのため、本調査の結果を基に、本則課税と簡易課税の違い等を比較検討することには限界がある。

(2) 業種別等の状況

本調査では、令和元(2019)年10月1日より消費税等の標準税率が8%から10%に引き上げられた際、その税率引き上げ分(2%)について円滑に転嫁できたかについて質問した。この場合、「転嫁できた」とは、消費税率の引き上げ前と比べて、事業全体と同程度の税抜きの上高や営業利益を確保できたことを意味する(質問表Q14注書き参照)。その結果を【数表14】(その文末の1~3)にまとめた。

消費税の課税事業者(n=689)のうち、①「全体として転嫁できた」が63.3%、②「一部転嫁できなかった」が13.9%、③「まったく転嫁できなかった」が10.6%であった。【数表14-1】は、業種別の転嫁状況の結果を示したものである。これによれば、①「全体として転嫁できた」の割合が低く、③「まったく転嫁できなかった」の割合が高い業種としては、「不動産業、物品賃貸業」と「宿泊業、飲食サービス業」を挙げることができる。前者については、消費税率引き上げ後の2020年以降にコロナ禍で経済環境が悪化し、不動産賃貸業を営む業者においてテナント賃料(非課税の住宅家賃収入を除く)の支払の猶予に応じるなどの動きがみられたが、そのような個人の不動産賃貸業者が消費税の転嫁が困難だったと回答した可能性も考えられる。一方、「宿泊業、飲食サービス業」については、コロナ禍で廃業した業者については調査の対象外²¹となっているため、消費税率の引き上げによる当該業種全体への影響度を測ることは難しいものの、生き残った個人事業者の調査結果だけを見ても他業種と比較して転嫁困難な状況にあったといえるであろう。

消費税の転嫁状況に関しては、経済産業省が平成26(2014)年4月の消費税8%、令和元(2019)年10月の消費税10%への消費税率引き上げを踏まえ、転嫁状況を定期的にモニタリングするため、事業者へのアンケート調査(以下「モニタリング調査」という)を実施した結果を公表してきた。そこで、それらと本調査の結果を比較してみた。【数表14-8】は、令和元(2019)年10月の10%への消費税率引き上げ以降に実施された

モニタリング調査の結果の推移をまとめたものである。この調査は、事業者間(BtoB)取引における消費税の転嫁状況のモニタリングが主目的であるが、消費者向け(BtoC)取引における転嫁状況の調査結果も参考として公表している。モニタリング調査は、株式会社東京商工リサーチに委託し、同社に登録されている事業者(法人と個人事業者の両方)を対象とし、総務省「平成28年経済センサス」における、従業員規模分布、業種分布に基づき無作為抽出して実施している。

本調査による【数表14-3付表】は、モニタリング調査の結果と比較しやすいように、【数表14-3】(売上先の数)のデータのうち事業者間(BtoB)取引を集約するとともに、無回答分を除外して集計したものである。「全体として(すべて)転嫁できた」が、本調査ではBtoB:73.2%、BtoC:71.2%であるのに対し、モニタリング調査ではBtoB:88.1~90.1%、BtoC:76.3~82.0%である。また、「まったく転嫁できなかった」が、本調査ではBtoB:10.8%、BtoC:14.1%であるのに対し、モニタリング調査ではBtoB:1.4~1.8%、BtoC:2.7~3.3%である。これらの結果から、概して、BtoB取引よりも、BtoC取引の方が、転嫁困難性の度合いが高いと言える。また、個人事業者のみを対象とする本調査と、法人と個人事業者の両方を対象とするモニタリング調査の結果の比較から、個人事業者の方が法人よりも転嫁困難性の度合いが高いと言えるであろう。概して、法人には事業規模の大きいものが多く存在するので、そのことが転嫁状況に関係すると考えられる。ただし、個人事業者だけに着目すると、消費税の転嫁状況と事業規模の間に一定の傾向があるとは必ずしも言えない。消費税の転嫁状況について、【数表14-4】は年間売上高とのクロス集計、【数表14-5】は事業従事者数とのクロス集計を表したものである。これらを見る限り、特に傾向は見出せない。ただし、次の(3)で述べるように、小規模零細の個人事業者の中でも一人事業者、特に雇用的自営業者については注目すべき点がある。

(3) 主要売先が1社の場合の状況

売先が1社(者)だけの場合、または売先が複数あっても売上の大部分が1社(者)で占められているような場合、概して当該売先に対する経営の依存度が高くなり、取引価格の交渉など何かと影響を受け

²¹ 質問表Q4 事業経過年数の質問で、⑬「個人で事業を行って

いない」を選択した者については、本調査の集計対象データから除外してある。

やすくなる。消費税の転嫁についてはどうか。そこで、本調査では、売上先の数を問う質問(Q5)を設けた。質問の選択肢の設定上、売上高の9割以上が1社(者)で占められている場合は、便宜的に1社(者)に含めることにした。

【数表4】は、売上先の数と年間売上高とをクロス集計したものである。売上先1社(者)と回答した者は全体の33.2%(n=1,024)と最も高い。また、年間売上高のいずれの区分においても、売上先1社(者)の割合が最も高く、特に200万円超～400万円の区分では39.4%、400万円超～600万円の区分で41.4%と高い。

【数表10】は、売上先が1社(者)の場合(n=1,024)において、その主要売上先との間における契約内容と報酬額の交渉可能性をクロス集計したものである。全体では①「交渉できる」が22.6%、②「ある程度交渉できる」が25.6%、③「あまり交渉できない」が17.1%、④「交渉できない」が19.1%であった。(①+②)：(③+④)の比(%)は全体では48.2：36.2であり、契約等別では以下の通りである。

契約内容	(①+②)：(③+④)
・請負又はこれに類する契約	58.2：38.8
・委任	54.1：42.6
・実質的には雇用	46.3：50.0
・一人事業者(＝雇用的自営業者)	42.3：57.7

「実質的には雇用又はこれに類する契約」の場合、主要売上先との報酬額の交渉に困難を伴う割合(③+④)が50.0%と高くなり、そのうちの一人事業者(＝雇用的自営業者)の分を抽出すると、(③+④)の割合は57.7%と更に高くなる。

また、【数表14-6】は、売上先が1社(者)で消費税の課税事業者に該当する場合(n=235)において、令和元(2019)年10月1日からの消費税率引き上げ時の転嫁状況について、その主要売上先との間における契約内容別に集計したものである。契約内容別の①「全体として転嫁できた」、②「一部転嫁できなかった」、③「まったく転嫁できなかった」の比(%)は、以下の通りである。

契約内容	①：②：③
・請負又はこれに類する契約	63.6：11.0：9.3
・委任	78.1：3.1：12.5
・実質的には雇用	44.4：25.9：11.1
・売上先が1社の一人事業者	30.0：10.0：40.0
(参考) 課税事業者全体	63.3：13.9：10.6

実質的には雇用又はこれに類する契約の場合、②「一部転嫁できなかった」の割合が高い。上記契約等別のサンプル数(n)は、それぞれ118、32、27、10と少ないため推測は難しいが、売上先が1社(者)だからといって転嫁困難な状況になるということではなく、主要売上先との役務提供契約の内容により転嫁困難になりやすいということかもしれない。

売上先との報酬額の交渉と消費税の転嫁は、本来的には別個の問題である。しかし、事業者間(BtoB)取引においては、消費税の転嫁について下請事業者等がしわ寄せを受けることが従来から指摘されてきた。消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下「消費税転嫁対策特別措置法」という)²²が、令和3(2021)年3月31日限りでその効力を失ったが、その中には事業者間における消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置があった。

平成30(2018)年11月28日に公表された「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」においては、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はないことを示す一方で、事業者間の取引については、下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があってはならず、令和元(2019)年10月の消費税率引上げに際しても、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている不当な行為がなされないよう、引き続き、監視や周知を厳格に行っていくことを明らかにした。消費税転嫁対策特別措置法の失効後においても、公正構成取引委員会では、以下のような措置を講ずることを明らかにしている²³。

- ・ 消費税転嫁対策特別措置法が失効した後に行われた行為であっても、取引上優越した地位にある事業

²² 消費税転嫁対策特別措置法は、平成26年4月1日からの消費税率5%から8%への引上げに合わせて、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策を実施するため、平成25(2013)年6月5日に成立した特例法である。同法の執行期限は当初平成29(2017)年3月31日であったが、その後平成30(2018)年9

月30日に延長され、更に令和3(2021)年3月31日に再延長された。

²³ 公正取引委員会、

<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-shikko-Qanda.html> (令和4年1月14日閲覧)

者が取引の相手方に対し、自己の取引先に消費税率引上げ分を転嫁できていないことなどを理由に、一旦決めた対価を一時的に値引きするといった行為を行う場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあること（独占禁止法第2条第9項第5号）。

- ・ 下請法上の下請取引において、親事業者が下請事業者に対して、自己の取引先に消費税率の引上げ分を転嫁できていないことなどを理由として、下請代金から消費税率の引上げ分の全部又は一部を差し引いて支払う行為や、自己の取引先から消費税率の引上げ分の支払がなかったことなどを理由として、既に支払った消費税率の引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき下請代金の額から減額するといった行為は、下請代金の減額として、下請法上、問題となること（下請法第4条第1項第3号）。

上記対応措置の根拠となる独占禁止法や下請法は、違反業者に対して罰則が適用される強行法規である。一方、消費税法には、納税義務者は事業者であることは規定（同法5条）されているが、税の転嫁に係る義務や権利に関する規定は存在しない。消費税創設時に制定された税制改革法11条に「事業者は、…消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする」（下線筆者）との規定があるだけであり、基本的に税の転嫁は各事業者の努力に委ねられると解される。事業者間取引において、価格転嫁が事実上円滑に行われなかったとしても、それが独占禁止法や下請法の規定に即抵触する行為になるというわけではないだろう。また、それらに抵触する行為だったとしても、それが顕在化するとは限らない。

本研究では、そのグレーゾーンに着目する。ここでは、主要な売先が1社という典型的なケースを取り上げて検討してきたが、事業者間取引において転嫁困難性の問題を抱えているのは、そのような場合だけでは限らない。転嫁困難性の問題に対しては、当局が監視や周知にいくら務めたとしても、強硬法規だけでは適切に対処できないと考える。一方、現行の消費税法の枠内で、その解決策を見出すことは難しい。転嫁困難性の問題を緩和するための特例措置の在り方については、本稿の最後で触れる。

6. インボイス制度への対応状況と問題点

本調査では、令和5（2023）年10月1日より導入が予定されているインボイス制度によってどのような影

響が予想されるのかについて、課税事業者と免税事業者とに分けて質問（Q16, Q17）した。これらの質問に対して、「制度の内容や取引への影響等がよくわからないので、答えられない」との回答が、それぞれ56.5%、70.4%と高いことは既に2.で述べた。その一方で、免税事業者の中には、インボイス制度をよく理解していないまま、他の選択肢を選んでいる可能性もある。【数表17】は、免税事業者におけるインボイス制度の導入によって予想される影響についてまとめたものである。

【数表17-1】によれば、売先が一般消費者である場合（n=346）において、事業者間（BtoB）取引を前提にした影響を選んだ者（選択肢①9.8%、②6.4%）がいる。ただし、これについては、一部でも事業者間取引があるからなのか、理解不足等に起因するものかは判別できない。

次に、インボイス制度による具体的な影響についての回答結果をみると、課税事業者においては、①「事務負担が増える」との回答割合が、事業規模の特に大きい層、すなわち、売先が10社（者）以上（【数表16-1】）、年間売上高5000万円超（【数表16-2】）、事業従事者数11人以上（【数表16-3】）で高くなっている。ただし、年間売上高が200万円以下の層で課税事業者を選択している者においても、①の回答割合が高い点が注目される（【数表16-2】）。

一方、免税事業者の場合はどうか。インボイス制度の導入によって、直接的に大きな影響を受ける可能性があるのは、BtoB取引を行っている免税事業者である。

【数表17-1】によれば、BtoB取引を行っている免税事業者のうち、①「免税事業者のままでは、売先より販売価格から消費税相当額の値引きを要求されるかもしれない」の回答割合は15.3%、②「売先から適格請求書（インボイス）を発行することができる課税事業者になることを勧められるかもしれない」の回答割合は16.7%にとどまっている。

それでは、免税事業者におけるインボイス制度への対応はどうか。【数表15-5】によれば、消費税の適格請求書（インボイス）発行事業者の登録状況に関する質問（Q15）に対して、免税事業者は、（本則・簡易）課税事業者と比べて、①登録済の割合と②登録予定の割合がいずれも低く、また、③制度や取引への影響等をよく検討した上で、登録申請手続きをするかどうかを判断したいとの回答割合が高い。

【数表15-5付表(1)】は、免税事業者について、売先数別の登録状況を表示したものである。免税事業者の中でもインボイス制度の影響を受けるのはBtoB

の場合であり、調査時点では③よく検討した上で判断したいの割合は、BtoCの場合に比べてやはり高い。

【数表 15-5 付表(2)】は、免税事業者について、事業従事者数別の登録状況を表示したものである。本稿では、一人事業者に焦点を当てており、そのうちBtoB取引を行っている者の回答状況を同付表の〔 〕内に表示した。この調査結果からは、一人事業者であるが故に、インボイス制度への認識・理解度が低いということはいえない。

次に、免税事業者の事務処理能力はどうか。【数表 13-6】によれば、会計ソフトウェアの利用割合は、課税事業者が 29.8%、免税事業者が 30.2%と同程度であるし、また、e-tax を利用して所得税の申告をしている割合は、それぞれ 23.9%と 33.6%であり、免税事業者の方がむしろ高い。ただし、免税事業者において税理士等に委任する割合は、課税事業者の半分以下である。税理士等への事務の委任割合は、本則課税を適用している課税事業者が 47.9%、簡易課税適用している課税事業者が 43.6%、免税事業者が 21.4%である。これらの差が生じる主な要因としては、消費税関係の事務処理の有無のほか、事業規模が考えられる（【数表 11-2, 11-3】）。売上高の低い免税事業者が、今後、適格請求書発行事業者として登録し、インボイス等に係る事務処理を行うようになった場合においても、税理士等への事務委任の割合は高くはならないと推測される。

売上高の低い小規模零細の個人事業者は、コスト節約等の観点から税理士等への事務委任を控え、できるだけ自身で会計ソフトウェアを活用して対応しようと考えるであろう。そうであれば、小規模零細の個人事業者の事務負担をできるだけ軽減する簡素な仕組みを整える必要がある。適格簡易請求書など事務の簡素化に資する仕組みも導入予定であるが、それらだけで十分であろうか。また、欧州委員会では、紙の大幅な節約が期待できる電子インボイスの導入が検討されているが、日本における普及には時間を要するであろう²⁴。なお、令和 3 年分の所得税等の確定申告書の書式において、事業所得等に係る記帳・帳簿の保存の状況の区分（電子帳簿保存法に基づく保存、会計ソフト等の使

用など 5 区分）を記載する欄が設けられた。この動きと電子インボイスとの接続関係は不明であるが、個人事業者の事務負担の軽減の観点からは、所得税と消費税の双方を考慮に入れて検討していく必要がある。令和 5（2023）年 10 月からのインボイス制度の導入に合わせて、小規模零細の個人事業者においても円滑に申告納税できるように環境を整えていく上で課題は多い。

これまで、本調査の結果を基に、個人事業者におけるインボイス制度に対する実務上の対応とその問題を中心に論じてきたが、以下ではインボイス制度の導入の意義を踏まえ、更にその実際上の効果ないし副作用について検討する。

財務省によれば、消費税及び地方消費税の税率 10%への引上げに伴う低所得者対策として消費税の「軽減税率制度」が導入されたほか、複数税率制度の下で適正な課税を確保するための仕組みであるインボイス制度が導入された²⁵、と説明している。

それでは、インボイス制度の導入による実際上の効果ないし副作用はどうであろうか。現行法の下では、免税事業者から仕入れたモノやサービスであっても、それが課税取引に該当すれば、仕入税額控除の対象となる。インボイス制度に移行すると、一定の経過措置を経て、それが認められなくなる。インボイス制度が免税事業者に対し適格請求書を発行できる課税事業者になることを促すことになれば、免税事業者からの仕入れも仕入税額控除の対象になるという現行制度の矛盾は解消に向かうことになる。

次に、インボイス制度は税収面にどのような影響をもたらすのか。インボイス制度の導入によって、小規模事業者の多くが生き残りをかけて課税事業者を選択すれば、益税問題が縮小するという見方ができる。現行法の下で免税事業者が享受していた、いわゆる益税に相当する額（＝売上げに上乗せた消費税名目の金額から、仕入先に実際に支払った消費税額を控除した額）が、納税されることになれば、その分は税収増に寄与するだろう。

それでは、その税収増に伴って発生する納税者の事務負担や徴税コストはどうか。本調査の結果によれば、

²⁴ 2020 年 7 月に発足した電子インボイス推進協議会（E-Invoice Promotion Association: EIPA）は、電子インボイスの国際規格である Peppol（ペポル）をベースとする仕様の策定を進めている。デジタル庁は、9 月 14 日、Open Peppol のメンバーとなり、今後、日本の管理局（Peppol Authority）として

活動するための準備を進め、業務ソフト等の普及を推進するものとしている。

²⁵ 財務省

https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201808/201808c.html（令和 4 年 1 月 21 日閲覧）

サンプル全体 (3,086 人) の 63.2% (1,951 人) が一人事業者である【数表6】。そして、一人事業者のうち34.6%が売上先1社(者)である【数表7-1】。更に、その主要売上先と実質的には雇用又はそれに類する契約に該当するようなケースがいくらか存在する。事業者が一人だけで得られる売上高には、概して限界がある【数表7-2】によれば、一人事業者の年間売上高の分布をみると、200万円以下が23.0%と最も多く、年間売上高が上がるにつれて概ね減少する。

一人事業者においては、事業遂行上のリスクを抱えながら、所得税の申告納税義務に加え、消費税の申告納税義務とともにインボイス制度に係る事務負担も課されることになる。また、一人事業者は、それぞれの消費税の納税額が少ないが、人数は個人事業者全体の過半(本調査ではサンプル全体の63.2%)を占める。一人事業者にインボイス制度が適用されることになれば、税務執行上のコストも相当生じることになる。

以上のように予想される状況に対して、一人事業者の側において、インボイス制度に係る事務負担を担えるだけの体力や能力がないことに問題があると考えらるべきであろうか。事業者免税点制度は、幾度かの改正を経て、その適用範囲が狭められてきた。現在その適用上限は基準期間の課税売上高が1000万円であるが、この基準はOECD加盟国の中では高く、これが高いと小規模事業者が事業を拡大していこうとするインセンティブの障害になるという見方²⁶もある。政府が各事業者の競争力を高め、事業規模を拡大していくことを支援する政策に合理性が認められるとしても、それが同時に一人事業者のような小規模零細の個人事業者の存在を否定することに直結するのであれば、慎重に考える必要がある。なぜなら、フリーランス等の一人事業者のような働き方は、これからの時代において、ワーク・ライフ・バランスなどの観点から評価される可能性があるからである。小規模零細の個人事業者にも消費税の申告納税義務を課すことを前提とするのであれば、消費税の特例制度や事務手続きは、できるだけ簡素で公平なものであることが求められるが、実際はどうであろうか。以上のことを踏まえた考察については、本稿の最後で触れる。

7. 調査結果の数表

本調査の分析結果に関するこれまでの説明の中で

とりあげた各数表を、以下に一括して掲載した。原則として、各数表の冒頭に見出しと質問文を記載し、表頭(横の欄)にはその質問の選択肢の欄を設け、合計回答数(n)と選択肢ごとの回答割合(%)を表示した。表側(縦の欄)には、回答者の属性(性別・年代)や他の質問の回答結果等の欄を設け、クロス集計の結果を示してある。なお、主要な数表の下欄に掲載してあるマイクロタスク型と雇用的自営業者の集計結果については、選択肢ごとに回答数(n)と回答割合(%)の両方を記載してある。

また、各数表の質問文、選択肢の説明、付番は、適宜簡略化又は省略してある。アンケート調査で実際に使用した質問文及び選択肢の文章は、すべて文末の【参考】質問表に掲載した。

【数表1】性別・年代別分布 (調査対象者の属性)
(全員を対象) (%)

Q1×Q2 クロス集計	n	年代別 構成比	性別 内訳	
			男性	女性
TOTAL	3,086	100.0	80.0	20.0
30～39 歳	116	3.8	55.2	44.8
40～49 歳	578	18.7	76.1	23.9
50～59 歳	1,164	37.7	80.4	19.6
60～69 歳	963	31.2	83.7	16.3
70～79 歳	265	8.6	83.8	16.2

²⁶ このような見方を紹介しているものとして、西山由美「イン

ボイス制度の導入」税研37巻220号6頁(2021)がある。

【数表2】業種別分布（全員を対象）

Q3 あなたの営んでいる仕事の業種は、どれに該当しますか。

兼業している場合には、売上高が最も大きい業種を選んでください。（回答は1つ）

(%)

Q3×Q2 クロス集計		①農業、 林業	②漁業	③鉱業、 採石業、 砂利採取 業	④建設業	⑤製造業	⑥電気・ ガス・熱 供給・水 道業	⑦情報通 信業	⑧運輸 業、郵便 業	⑨卸売 業、小売 業	
TOTAL	3,086	0.7	0.0	0.0	12.1	4.7	1.7	3.9	4.0	13.3	
年代	30～39歳	116	2.6	0.0	6.0	1.7	0.0	3.4	3.4	14.7	
	40～49歳	578	1.2	0.2	14.5	4.8	2.2	4.8	4.3	10.2	
	50～59歳	1,164	0.3	0.0	14.9	5.4	1.4	4.0	3.6	13.1	
	60～69歳	963	0.6	0.0	9.4	4.5	1.6	4.2	4.3	13.8	
	70～79歳	265	0.8	0.0	6.8	3.8	2.6	1.1	3.8	18.5	
r		⑩金融 業、保険 業	⑪不動産 業、物品 賃貸業	⑫学術研 究、専門・ 技術サー ビス業	⑬宿泊 業、飲食 サービス 業	⑭生活関 連サービ ス業、娯 楽業	⑮教育、 学習支援 業	⑯医療、 福祉	⑰その他 のサービ ス業	⑱わから ない／答 えたくない	
TOTAL	3,086	2.9	7.9	5.7	6.6	6.2	5.6	2.9	18.0	3.8	
年代	30～39歳	116	1.7	5.2	4.3	9.5	8.6	6.0	2.6	19.8	10.3
	40～49歳	578	1.9	3.3	5.0	9.3	8.0	6.2	3.3	15.7	4.8
	50～59歳	1,164	2.5	6.2	5.5	5.6	7.7	5.5	3.0	18.0	3.4
	60～69歳	963	4.4	10.9	6.2	6.1	3.5	6.0	3.2	18.2	3.1
	70～79歳	265	1.9	15.8	6.8	5.7	4.5	3.4	0.8	21.1	2.6

(注)業種区分は、日本標準産業分類(平成25年10月改定、平成26年4月1日施行)の大分類による。

【数表3】事業経過年数

Q4 あなたが個人で事業を始められてから、どのくらいの年数が経過しましたか。（回答は1つ）

(%)

【数表3-1】 Q4×Q2 クロス集計	r	① 1年未 満	② 1年～ 2年未 満	③ 2年～ 3年未 満	④ 3年～ 4年未 満	⑤ 4年～ 5年未 満	⑥ 5年～ 6年未 満	⑦ 6年～ 7年未 満	⑧ 7年～ 8年未 満	⑨ 8年～ 9年未 満	⑩ 9年～ 10年 未満	⑪ 10年 以上	⑫ わから ない／ 答えた くない	
TOTAL	3,086	1.5	2.6	3.2	3.0	3.6	3.9	3.1	2.7	1.8	2.9	67.8	3.8	
年代	30～39歳	116	7.8	10.3	4.3	6.9	6.9	12.9	6.9	6.0	5.2	3.4	22.4	6.9
	40～49歳	578	1.6	4.3	4.5	3.3	4.3	5.4	4.7	3.1	2.6	4.5	55.0	6.7
	50～59歳	1,164	1.2	1.9	3.0	3.0	3.4	2.5	2.9	2.1	1.7	3.0	70.8	4.5
	60～69歳	963	1.3	2.3	2.9	3.1	3.1	4.3	2.1	2.7	1.2	2.1	73.3	1.6
	70～79歳	265	0.0	0.0	1.9	0.4	3.8	1.9	2.6	2.3	1.5	2.3	82.3	1.1
【数表3-2】														
一人事業者	1,951	32	64	75	68	91	90	71	57	40	61	1,261	41	
	100%	1.6	3.3	3.8	3.5	4.7	4.6	3.6	2.9	2.1	3.1	64.6	2.1	
フリーラ ンス	1,621	30	56	65	52	73	67	56	49	34	50	1,065	24	
	100%	1.9	3.5	4.0	3.2	4.5	4.1	3.5	3.0	2.1	3.1	65.7	1.5	
マイクロ タスク型	221	1	4	9	15	16	18	9	7	6	7	126	3	
	100%	0.5	1.8	4.1	6.8	7.2	8.1	4.1	3.2	2.7	3.2	57.0	1.4	
雇用的自 営業者	52	3	2	2	3	3	2	6	0	3	1	27	0	
	100%	5.8	3.8	3.8	5.8	5.8	3.8	11.5	0.0	5.8	1.9	51.9	0.0	

(注)数表3-2:一人事業者、フリーランス、マイクロタスク型、雇用的自営業者の各抽出基準は、上記3と4の説明を参照。以下、同様。

【数表4】 売上先の数(事業者・一般消費者の区分)

Q5 売上先の数はどれくらいですか。(回答は1つ)

(注) 売上高の9割以上が1社(者)で占められている場合、①を選択してください。

①～④の売上先は、事業者(法人または個人事業者)を指します。

①～④(法人または個人事業者)と⑤(一般消費者)の両方がある場合、⑤を選択してください。

(回答は一つ)

(%)

売上先の数(全員を対象) Q5×Q6クロス集計		n=	BtoB				BtoC	⑥ わからない/答え たくない
			① 1社(者)	② 2～5社 (者)	③ 6～9社 (者)	④ 10社(者) 以上	⑤ 一般消 費者	
TOTAL		3,086	33.2	18.5	3.5	5.5	27.1	12.2
Q6 年間の 売上高 (総収入 金額) 回答は 一つ	200万円以下	507	35.3	16.8	2.4	3.6	32.3	9.7
	200万円超～400万円	464	39.4	21.1	4.1	0.9	28.2	6.3
	400万円超～600万円	355	41.4	22.0	3.4	3.7	25.9	3.7
	600万円超～800万円	230	33.9	20.0	3.9	7.8	31.3	3.0
	800万円超～1000万円	272	34.9	26.8	1.8	8.8	23.9	3.7
	1000万円超～3000万円	328	32.0	20.7	7.0	11.9	27.1	1.2
	3000万円超～5000万円	70	25.7	15.7	4.3	12.9	35.7	5.7
	5000万円超	90	30.0	20.0	5.6	16.7	26.7	1.1
わからない/答えたくない		770	24.9	12.3	2.5	4.0	22.6	33.6

※ 年間売上高1,000万円以下の区分の合計:1,828人(全体の59.2%)

【数表5】 年間売上高の性別・年代別状況

Q6 あなたの事業の年間の売上げ高(総収入金額)はどれくらいですか。(回答は1つ)

(全員を対象) Q6×Q1・Q2 クロス集計		n=	① 200万円 以下	② 200万円 超～ 400万円	③ 400万円 超～ 600万円	④ 600万円 超～ 800万円	⑤ 800万円 超～ 1000万 円	⑥ 1000万 円超～ 3000万 円	⑦ 3000万 円超～ 5000万 円	⑧ 5000万 円超	⑨ わからな い/答え たくない
TOTAL		3,086	16.4	15.0	11.5	7.5	8.8	10.6	2.3	2.9	25.0
Q1 Q2	男性 30～39歳	64	17.2	17.2	10.9	4.7	7.8	10.9	3.1	4.7	23.4
	男性 40～49歳	440	9.1	13.2	12.5	7.7	9.3	12.5	2.7	3.6	29.3
	男性 50～59歳	936	9.8	13.5	12.8	9.2	10.3	11.8	2.7	2.9	27.1
	男性 60～69歳	806	15.9	16.6	12.0	7.3	9.3	10.8	2.4	4.5	21.2
	男性 70～79歳	222	24.3	16.2	12.2	5.0	13.5	14.0	2.3	1.4	11.3
	女性 30～39歳	52	44.2	11.5	3.8	5.8	0.0	3.8	0.0	0.0	30.8
	女性 40～49歳	138	31.9	16.7	2.9	6.5	5.8	4.3	1.4	0.7	29.7
	女性 50～59歳	228	28.5	14.0	9.6	4.8	3.9	5.7	0.4	0.9	32.0
	女性 60～69歳	157	28.7	15.9	10.2	4.5	4.5	8.9	2.5	0.6	24.2
	女性 70～79歳	43	11.6	30.2	11.6	16.3	2.3	7.0	0.0	2.3	18.6

(注)女性30～39歳・年間売上高200万円以下(52人、44.2%)のうち、既婚者は52.2%。

【数表 6】 事業従事者数

Q7 あなたの事業に従事している者(一時的なアルバイトは含まない)の人数はどれくらいですか。

(回答は1つ)

(%)

【数表 6-1】 年代別 (全員を対象) Q7×Q2 クロス集計		n=	① 本人だけ 一人事業者	② 本人と事業 専従者の親 族	③ 本人と事業 専従者の親 族に加え、 他の従業員 10人以下	④ 本人と事業 専従者の親 族に加え、 他の従業員 11人以上	⑤ わからない ／答えたく ない
TOTAL		3,086	63.2	20.9	9.0	1.3	5.6
Q2 年代	30～39 歳	116	58.6	22.4	11.2	2.6	5.2
	40～49 歳	578	57.4	20.9	10.7	1.6	9.3
	50～59 歳	1,164	63.0	21.2	9.0	1.0	5.8
	60～69 歳	963	66.9	19.4	7.9	1.5	4.4
	70～79 歳	265	65.7	23.8	7.9	0.8	1.9
【数表 6-2】 年間売上高 (全員を対象) Q7×Q6 クロス集計							
TOTAL		3,086	63.2	20.9	9.0	1.3	5.6
Q6 年間売 上高 (総収 入金 額) (回答 は1 つ)	200万円	507	88.6	9.3	1.2	0.2	0.8
	200万円超～400万円	464	81.5	15.7	1.3	0.4	1.1
	400万円超～600万円	355	73.0	21.1	5.4	0.0	0.6
	600万円超～800万円	230	63.5	29.6	6.1	0.0	0.9
	800万円超～1000万円	272	57.7	30.1	10.7	0.4	1.1
	1000万円超～3000万円	328	36.9	33.2	27.1	1.2	1.5
	3000万円超～5000万円	70	38.6	25.7	27.1	5.7	2.9
	5000万円超	90	24.4	14.4	41.1	20.0	0.0
	わからない／答えたくない	770	50.9	20.6	7.5	1.3	19.6

【数表 7-1】一人事業者(n=1,951人)における売上先の数と年間売上高
(Q7で事業従事者を本人だけと回答した者を対象)

(一人事業者を対象) Q5×Q6クロス集計		Q5 売上先の数 (回答は1つ)						(%)	
		n=	BtoB				BtoC	⑥ わからない/ 答えたくない	
			① 1社(者)	② 2~5社 (者)	③ 6~9社 (者)	④ 10社(者) 以上	⑤ 一般消費 者		
TOTAL		1,951	34.6	19.9	3.7	5.1	26.0	10.6	
Q6 年間売上 高(総収 入金額) (回答は 1つ)	200万円以下	449	35.0	17.6	2.4	3.6	32.1	9.4	
	200万円超~400万円	378	38.9	22.2	5.0	0.8	26.2	6.9	
	400万円超~600万円	259	41.7	22.0	4.2	4.2	23.6	4.2	
	600万円超~800万円	146	32.2	24.7	3.4	11.6	26.0	2.1	
	800万円超~1000万円	157	36.9	25.5	2.5	10.2	20.4	4.5	
	1000万円超~3000万円	121	28.9	24.0	7.4	12.4	25.6	1.7	
	3000万円超~5000万円	27	22.2	11.1	3.7	14.8	37.0	11.1	
	5000万円超	22	31.8	13.6	9.1	9.1	36.4	0.0	
わからない/答えたくない		392	28.3	14.5	2.8	3.8	21.7	28.8	

【数表 7-2】一人事業者、フリーランス、マイクロタスク型、雇用的自営業者の年間売上高

Q6 年間売上高(総収入金額) (回答は1つ)	全体		一人事業者		フリーランス		マイクロタスク型		雇用的自営業者	
	n=	(%)	n=	(%)	n=	(%)	n=	(%)	n=	(%)
TOTAL	3,086	100.0	1,951	100.0	1,621	100.0	221	100.0	52	100.0
200万円以下	507	16.4	449	23.0	375	23.1	62	28.1	9	17.3
200万円超~400万円	464	15.0	378	19.4	314	19.4	52	23.5	18	34.6
400万円超~600万円	355	11.5	259	13.3	221	13.6	26	11.8	11	21.2
600万円超~800万円	230	7.5	146	7.5	130	8.0	12	5.4	3	5.8
800万円超~1000万円	272	8.8	157	8.0	131	8.1	20	9.0	4	7.7
1000万円超~3000万円	328	10.6	121	6.2	107	6.6	10	4.5	0	0.0
3000万円超~5000万円	70	2.3	27	1.4	25	1.5	2	0.9	0	0.0
5000万円超	90	2.9	22	1.1	16	1.0	5	2.3	0	0.0
わからない/答えたくない	770	25.0	392	20.1	302	18.6	32	14.5	7	13.5

【数表 8】主要売上先(1社)の場合(33.2%, 1,024人)における契約内容
(Q5で主要売上先1社(者)と回答した者を対象)

Q8 その主要な売上先との契約は、どれに該当しますか。
(回答は1つ)

Q8×Q2 クロス集計		n=	(%)				
			①請負又はこれに類する契約	②委任又はこれに類する契約	③実質的には雇用又はこれに類する契約	④その他	⑤わからない/ 答えたくない
TOTAL		1,024	41.8	11.9	8.0	2.7	35.5
年代	30~39歳	36	38.9	11.1	11.1	5.6	33.3
	40~49歳	206	44.2	7.8	10.2	1.5	36.4
	50~59歳	399	44.1	10.3	9.5	1.0	35.1
	60~69歳	322	39.1	15.5	5.6	4.0	35.7
	70~79歳	61	34.4	18.0	1.6	9.8	36.1

【数表9】 業務上の経験・知識・スキルの必要性

Q9 あなたの仕事は、次のどれに当てはまりますか。

(回答は1つ)

(%)

【数表9-1】年間売上高 (全員を対象) Q9×Q6クロス集計		n=	① 自身の経験 や知識、スキル を活用できる 仕事である	② どちらかとい えば、自身の 経験や知識、 スキルを活 用できる仕事 である	③ どちらかとい えば、誰でも できるような 簡単な作業 の仕事であ る	④ 誰でもできる ような簡単な 作業の仕事 である	⑤ わからない ／答えたく ない	
TOTAL		3,086	57.9	21.2	8.4	3.8	8.7	
Q6 年間の 売上高 (総収入 金額) (回答は 1つ)	200万円以下	507	64.1	18.1	8.9	5.7	3.2	
	200万円超～400万円	464	61.4	20.0	8.6	6.0	3.9	
	400万円超～600万円	355	60.3	23.9	8.7	2.8	4.2	
	600万円超～800万円	230	62.6	24.3	8.3	2.2	2.6	
	800万円超～1000万円	272	62.1	21.7	9.6	2.9	3.7	
	1000万円超～3000万円	328	58.8	23.8	7.6	4.3	5.5	
	3000万円超～5000万円	70	62.9	25.7	5.7	2.9	2.9	
	5000万円超	90	55.6	17.8	17.8	5.6	3.3	
わからない／答えたくない		770	47.3	20.4	6.8	2.2	23.4	
【数表9-2】一人事業者 Q9×Q7①		n=	1,951	1,224	397	140	81	109
		(%)	100.0	62.7	20.3	7.2	4.2	5.6
フリーランス	n=	1,621	1,224	397	—	—	—	
	(%)	100.0	75.5	24.5	—	—	—	
マイクロタスク型	n=	221	—	—	140	81	—	
	(%)	100.0	—	—	63.3	36.7	—	
雇用的自営業者	n=	52	29	12	5	4	2	
	(%)	100.0	55.8	23.1	9.6	7.7	3.8	

【数表10】 売先が1社の場合における契約内容と報酬額交渉

(Q5で主要売先1社(者)と回答した者(n=3,086×33.2%=1,024)を対象)

Q10 その主要な売先との間で報酬額の決定について、どの程度交渉することができますか。

(回答は一つ)

(%)

Q10×Q8クロス集計		n=	① 交渉でき る	② ある程度 交渉でき る	③ あまり交 渉できな い	④ 交渉でき ない	⑤ わから ない／答 えたく ない
TOTAL		1,024	22.6	25.6	17.1	19.1	15.6
Q8 主要売 先と の契約 (回答は 一つ)	請負又はこれに類する契約	428	25.7	32.5	19.9	18.9	3.0
	委任又はこれに類する契約	122	22.1	32.0	18.0	24.6	3.3
	実質的には雇用又はこれに類する契約	※ 82	19.5	26.8	28.0	22.0	3.7
	その他	28	21.4	21.4	10.7	35.7	10.7
わからない／答えたくない		364	19.8	15.4	11.5	15.7	37.6
※ 82人のうち、一人事業者(=雇用的自営業者)		52	17.3	25.0	34.6	23.1	0

【数表 11】 経理・税務申告状況

Q11 あなたの事業に係る取引情報、経理、税務申告に係る処理は、次のどれに当てはまりますか。
(回答はいくつでも可)

(%)

【数表 11-1】 年代 (全員を対象) Q11×Q2 クロス集計		n	① 売上先との取引の全部または一部を電子取引で行っている	② 会計ソフトウェアを利用している	③ e-taxを利用して、所得税の申告をしている	④ e-taxを利用して、消費税の申告をしている	⑤ 税理士等に、経理・税務申告に係る処理事務の一部を委任している	⑥ 答えられない
TOTAL		3,086	8.9	21.9	22.7	4.9	27.9	32.7
Q2 年代	30～39 歳	116	11.2	24.1	27.6	2.6	26.7	33.6
	40～49 歳	578	9.2	21.6	25.1	6.7	25.4	33.2
	50～59 歳	1,164	8.9	22.2	22.4	5.8	26.0	34.1
	60～69 歳	963	8.6	20.6	22.2	3.6	30.0	31.9
	70～79 歳	265	8.7	25.7	18.9	2.3	34.3	27.9
【数表 11-2】 年間売上高 (全員を対象) Q11×Q6 クロス集計								
TOTAL		3,086	8.9	21.9	22.7	4.9	27.9	32.7
Q6 年間の 売上高 (総収入金額) (回答は1つ)	200万円以下	507	10.7	21.9	25.4	2.4	14.8	38.7
	200万円超～400万円	464	10.1	22.0	26.5	1.3	20.9	33.0
	400万円超～600万円	355	13.2	28.2	27.9	3.1	25.9	22.0
	600万円超～800万円	230	12.2	27.8	28.3	4.8	30.4	19.1
	800万円超～1000万円	272	8.1	27.2	30.5	9.6	33.1	21.7
	1000万円超～3000万円	328	8.8	25.6	18.3	12.8	52.1	14.6
	3000万円超～5000万円	70	8.6	32.9	30.0	18.6	44.3	14.3
	5000万円超	90	13.3	30.0	17.8	13.3	66.7	10.0
わからない/答えたくない		770	4.0	11.9	13.8	2.2	22.7	53.5
【数表 11-3】 事業従事者数 (全員を対象) (Q11×Q7 クロス集計)								
TOTAL		3,086	8.9	21.9	22.7	4.9	27.9	32.7
Q7 事業従事者数 (回答は1つ)	本人だけ (一人事業者)	※ 1,951	10.5	21.7	26.7	4.0	20.7	34.0
	本人と事業専従者の親族	644	5.7	24.8	16.8	5.6	41.0	25.3
	本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員10人以下	277	8.7	25.3	19.1	10.5	53.4	17.0
	本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員11人以上	40	22.5	20.0	22.5	10.0	60.0	15.0
	わからない/答えたくない	174	1.1	9.2	6.3	1.7	12.6	74.1
【数表 11-4】 ※ 一人事業者 (n=1,951) のうち								
マイクログラスク型	n=	221	16	36	48	7	59	80
	(%)	100.0	7.2	16.3	21.7	3.2	26.7	36.2
雇用的自営業者	n=	52	3	14	17	1	8	15
	(%)	100.0	5.8	26.9	32.7	1.9	15.4	28.8

【数表 12】 改正電子帳簿保存法への対応状況

Q12 電子帳簿保存法(注)が改正され、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について抜本的な見直しが行われ、令和4年1月1日から施行される予定でしたが、2年の猶予期間が設けられました。あなたは、改正内容を踏まえた対応ができていますか。
(回答は一つ) (回答は一つ) (%)

【数表 12-1】 年代 (全員を対象) Q11×Q2 クロス集計		n=	① 改正内容をよく理解していないが、対応は必要ないと思う	② 改正内容をよく理解していないので、対応が必要かどうか検討したい	③ 改正内容をおおむね理解しており、対応を検討している	④ 改正内容をおおむね理解しており、既に対応している	⑤ わからない／答えたくない
TOTAL		3,086	18.2	31.2	9.9	6.0	34.6
Q2 年代	30～39 歳	116	7.8	39.7	9.5	6.9	36.2
	40～49 歳	578	14.4	34.8	10.6	4.7	35.6
	50～59 歳	1,164	15.9	30.7	9.8	6.4	37.3
	60～69 歳	963	22.6	28.5	9.9	6.1	32.9
	70～79 歳	265	25.7	31.7	9.4	6.8	26.4
【数表 12-2】 年間売上高 (全員を対象) Q12×Q6 クロス集計							
TOTAL		3,086	18.2	31.2	9.9	6.0	34.6
Q6 年間の 売上高 (総収 入金 額) (回答 は1 つ)	200万円以下	507	28.4	29.2	8.5	4.7	29.2
	200万円超～400万円	464	20.5	36.4	8.2	4.5	30.4
	400万円超～600万円	355	22.3	34.1	11.3	5.6	26.8
	600万円超～800万円	230	18.7	34.3	12.2	10.4	24.3
	800万円超～1000万円	272	17.6	37.5	12.1	8.5	24.3
	1000万円超～3000万円	328	16.2	40.5	11.9	8.8	22.6
	3000万円超～5000万円	70	17.1	40.0	14.3	5.7	22.9
	5000万円超	90	16.7	31.1	20.0	15.6	16.7
	わからない／答えたくない	770	9.6	20.0	7.4	3.5	59.5
【数表 12-3】 事業従事者数 (全員を対象) Q12×Q7 クロス集計							
TOTAL		3,086	18.2	31.2	9.9	6.0	34.6
Q7 事業従 事者数 (回答 は1 つ)	本人だけ(一人事業者)	※ 1,951	20.6	32.8	9.6	4.9	32.2
	本人と事業専従者の親族	644	16.9	30.4	9.0	7.9	35.7
	本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員10人以下	277	14.8	36.8	15.5	9.4	23.5
	本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員11人以上	40	17.5	35.0	17.5	15.0	15.0
	わからない／答えたくない	174	2.9	6.3	6.3	4.0	80.5
【数表 12-4】 ※ 一人事業者(n=1,951)のうち							
マイクログラスク型	n=	221	55	73	8	12	73
	(%)	100.0	24.9	33.0	3.6	5.4	33.0
雇用的自営業者	n=	52	8	22	7	3	12
	(%)	100.0	15.4	42.3	13.5	5.8	23.1

【数表 13】消費税の課税事業者と免税事業者の状況 (その1)

Q13 あなたの現在の消費税の課税状況は、次のいずれに該当しますか。

(回答は1つ)

(%)

【数表 13-1】年代別 (全員を対象)Q13×Q2 クロス集計		n=	①課税事業者に 該当し、本則課 税を適用してい る	②課税事業者に 該当し、簡易課 税の特例制度を 選択している	③免税事業者に 該当する	④わからない/ 答えたくない
TOTAL		3,086	13.9	8.4	36.2	41.4
年代	30～39 歳	116	13.8	6.9	23.3	56.0
	40～49 歳	578	14.2	6.4	32.4	47.1
	50～59 歳	1,164	13.8	8.4	31.9	45.9
	60～69 歳	963	13.6	9.4	42.2	34.8
	70～79 歳	265	15.1	9.4	47.9	27.5
【数表 13-2】売上先の数 (全員を対象)Q13×Q5 クロス集計						
TOTAL		3,086	13.9	8.4	36.2	41.4
Q5 売上先 の数 (回答は 1つ)	1 社(者)	1,024	14.6	8.3	36.7	40.3
	2～5 社(者)	572	15.4	8.6	42.1	33.9
	6～9 社(者)	107	19.6	14.0	45.8	20.6
	10 社(者)以上	171	22.2	19.9	31.6	26.3
	一般消費者	836	13.5	8.4	41.4	36.7
	わからない/答えたくない	376	5.3	1.6	13.8	79.3
【数表 13-3】年間売上高 (全員を対象)Q13×Q6 クロス集計						
TOTAL		3,086	13.9	8.4	36.2	41.4
Q6 年間の 売上高 (総収 入金 額) (回答は 1つ)	200 万円以下	507	7.9	2.8	51.1	38.3
	200 万円超～400 万円	464	9.5	4.5	45.0	40.9
	400 万円超～600 万円	355	10.1	7.6	53.0	29.3
	600 万円超～800 万円	230	12.6	6.1	55.7	25.7
	800 万円超～1000 万円	272	14.3	12.5	46.3	26.8
	1000 万円超～3000 万円	328	28.4	26.8	18.3	26.5
	3000 万円超～5000 万円	70	38.6	22.9	12.9	25.7
	5000 万円超	90	55.6	21.1	7.8	15.6
わからない/答えたくない	770	9.4	3.4	17.1	70.1	
【数表 13-4】事業従事者数 (全員を対象)Q13×Q7 クロス集計						
TOTAL		3,086	13.9	8.4	36.2	41.4
Q7 事業従 事者数 (回答は 1つ)	本人だけ(一人事業者)	※ 1,951	10.9	5.2	43.8	40.0
	本人と事業専従者の親族	644	15.2	13.0	31.8	39.9
	本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員 10 人以下	277	33.6	21.3	16.2	28.9
	本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員 11 人以上	40	47.5	25.0	5.0	22.5
	わからない/答えたくない	174	4.0	2.3	6.3	87.4
【数表 13-5】 ※ 一人事業者(n=1,951)のうち						
マイクログラスク型	n=	221	27	6	84	104
	(%)	100.0	12.2	2.7	38.0	47.1
雇用的自営業者	n=	52	7	3	22	20
	(%)	100.0	13.5	5.8	42.3	38.5

【数表 13】 消費税の課税事業者と免税事業者の状況（その2）

Q11 あなたの事業に係る取引情報、経理、税務申告に係る処理は、次のどれに当てはまりますか。
(回答はいくつでも可) (％)

【数表 13-6】 (全員を対象) Q11×Q13 クロス集計		n=	① 売上先との取引の全部または一部を電子取引で行っている	② 会計ソフトウェアを利用している	③ e-taxを利用して、所得税の申告をしている	④ e-taxを利用して、消費税の申告をしている	⑤ 税理士等に、経理・税務申告に係る処理事務の一部を委任している	⑥ 答えられない
TOTAL		3,086	8.9	21.9	22.7	4.9	27.9	32.7
Q13 消費税の課税状況 (回答は一つ)	①課税事業者に該当し、本則課税を適用している	430	13.3	26.5	22.3	10.2	47.9	9.1
	②課税事業者に該当し、簡易課税の特例制度を選択している	259	12.0	35.1	26.6	15.1	43.6	8.5
	課税事業者(①+②)	689	12.8	29.8	23.9	12.0	46.3	8.9
	③免税事業者に該当する	1,118	13.1	30.2	33.6	3.0	21.4	22.3
	④わからない／答えたくない	1,279	3.2	10.5	12.6	2.7	23.7	54.7

Q12 電子帳簿保存法(注)が改正され、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について抜本的な見直しが行われ、令和4年1月1日から施行される予定でしたが、2年の猶予期間が設けられました。あなたは、改正内容を踏まえた対応ができていますか。
(回答は一つ) (％)

【数表 13-7】 (全員を対象) Q12×Q13 クロス集計		n=	① 改正内容をよく理解していないが、対応は必要だと思う	② 改正内容をよく理解していないので、対応が必要かどうか検討したい	③ 改正内容をおおむね理解しており、対応を検討している	④ 改正内容をおおむね理解しており、既に対応している	⑤ わからない／答えたくない
TOTAL		3,086	18.2	31.2	9.9	6.0	34.6
Q13 消費税の課税状況 (回答は一つ)	①課税事業者に該当し、本則課税を適用している	430	25.1	34.2	13.5	11.6	15.6
	②課税事業者に該当し、簡易課税の特例制度を選択している	259	15.8	47.5	17.8	9.7	9.3
	課税事業者(①+②)	689	21.6	39.2	15.1	10.9	13.2
	③免税事業者に該当する	1,118	24.3	39.4	13.1	6.3	17.0
	④わからない／答えたくない	1,279	11.1	19.7	4.4	3.2	61.6

【数表 14】 消費税の課税事業者における転嫁状況（その1）

（Q13 で消費税の課税事業者（本則課税、簡易課税）と回答した者を対象）

Q14 令和元年 10 月 1 日より消費税の標準税率が 8% から 10% に引き上げられましたが、その際、税率引き上げ分（2%）について円滑に転嫁できましたか。（回答は一つ） （%）

【数表 14-1】 業種別 Q14×Q3 クロス集計		n=	① 全体として転 嫁できた	② 一部転嫁でき なかつた	③ まったく転嫁 できなかつた	④ わからない／ 答えたくない
TOTAL		689	63.3	13.9	10.6	12.2
Q3 業種 兼業してい る場合に は、売上高 が最も大き い業種 (回答は1 つ)	農業、林業、漁業	4	75.0	25.0	0.0	0.0
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	95	60.0	16.8	9.5	13.7
	製造業	42	81.0	4.8	11.9	2.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	12	58.3	16.7	0.0	25.0
	情報通信業	32	65.6	15.6	6.3	12.5
	運輸業、郵便業	17	47.1	17.6	11.8	23.5
	卸売業、小売業	120	72.5	13.3	9.2	5.0
	金融業、保険業	15	80.0	6.7	6.7	6.7
	不動産業、物品賃貸業	66	50.0	10.6	21.2	18.2
	学術研究、専門・技術サービス業	42	69.0	19.0	4.8	7.1
	宿泊業、飲食サービス業	63	54.0	17.5	15.9	12.7
	生活関連サービス業、娯楽業	30	63.3	6.7	6.7	23.3
	教育、学習支援業	28	64.3	14.3	10.7	10.7
	医療、福祉	12	58.3	8.3	0.0	33.3
その他のサービス業	104	61.5	14.4	10.6	13.5	
わからない／答えたくない	7	42.9	28.6	14.3	14.3	

【数表 14】 消費税の課税事業者における転嫁状況（その2）

（Q13 で消費税の課税事業者（本則課税、簡易課税）と回答した者を対象）

Q14 令和元年 10 月 1 日より消費税の標準税率が 8%から 10%に引き上げられましたが、その際、税率引き上げ分(2%)について円滑に転嫁できましたか。(回答は一つ) (%)

【数表 14-2】 年代別 Q14×Q2 クロス集計		n=	① 全体として転嫁 できた	② 一部転嫁できな かった	③ まったく転嫁で きなかった	④ わからない/ 答えたくない	
TOTAL		689	63.3	13.9	10.6	12.2	
年代	30～39 歳	24	50.0	8.3	12.5	29.2	
	40～49 歳	119	63.9	15.1	8.4	12.6	
	50～59 歳	259	61.8	16.6	8.5	13.1	
	60～69 歳	222	67.1	11.7	11.7	9.5	
	70～79 歳	65	60.0	10.8	18.5	10.8	
【数表 14-3】 売上先の数 Q14×Q5 クロス集計							
TOTAL		689	63.3	13.9	10.6	12.2	
Q5 売上先 の数 (回答は 1つ)	1 社(者)	BtoB	235	62.1	12.3	10.2	15.3
	2～5 社(者)		137	65.0	14.6	12.4	8.0
	6～9 社(者)		36	55.6	19.4	8.3	16.7
	10 社(者)以上		72	79.2	16.7	2.8	1.4
	一般消費者	BtoC	183	63.4	13.1	12.6	10.9
	わからない/答えたくない		26	30.8	15.4	15.4	38.5
【数表 14-3 付表】 (注)						—	
無回答 除外	事業者間 (BtoB) 取引	426	73.2	15.9	10.8	—	
	消費者向け (BtoC) 取引	163	71.2	14.7	14.1	—	
【数表 14-4】 年間売上高 Q14×Q6 クロス集計							
TOTAL		689	63.3	13.9	10.6	12.2	
Q6 年間の 売上高 (総収 入金 額) (回答は 1つ)	200 万円以下	54	51.9	9.3	20.4	18.5	
	200 万円超～400 万円	65	46.2	13.8	23.1	16.9	
	400 万円超～600 万円	63	47.6	14.3	15.9	22.2	
	600 万円超～800 万円	43	62.8	14.0	9.3	14.0	
	800 万円超～1000 万円	73	69.9	13.7	6.8	9.6	
	1000 万円超～3000 万円	181	72.4	13.8	6.6	7.2	
	3000 万円超～5000 万円	43	62.8	16.3	14.0	7.0	
	5000 万円超	69	75.4	15.9	5.8	2.9	
わからない/答えたくない	98	61.2	14.3	6.1	18.4		

(注) 【数表 14-3 付表】は、後掲【数表 14-8】 経済産業省「消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査の結果—価格転嫁の状況(全体)の時系列推移」と比較しやすいように、【数表 14-3】の事業者間(BtoB)取引の数値を集約するとともに、無回答分を除外して集計した。

【数表 14】 消費税の課税事業者における転嫁状況 (その3)

(Q13 で消費税の課税事業者(本則課税, 簡易課税)と回答した者を対象)

Q14 令和元年 10 月 1 日より消費税の標準税率が 8%から 10%に引き上げられましたが, その際, 税率引き上げ分(2%)について円滑に転嫁できましたか。(回答は一つ) (%)

【数表 14-5】 事業従事者数 Q14×Q7 クロス集計		n=	① 全体として 転嫁できた	② 一部転嫁 できなかった	③ まったく転 嫁できなかった	④ わからない ／答えたく ない
TOTAL		689	63.3	13.9	10.6	12.2
Q7 事業従事者数 (回答は1つ)	本人だけ(一人事業者)	※ 315	61.9	9.8	11.1	17.1
	本人と事業専従者の親族	182	63.7	15.4	8.8	12.1
	本人と事業専従者の親族に加え, 他の従業員 10 人以下	152	67.1	17.8	11.8	3.3
	本人と事業専従者の親族に加え, 他の従業員 11 人以上	29	58.6	27.6	6.9	6.9
	わからない／答えたくない	11	54.5	18.2	18.2	9.1
【数表 14-6】 売先が1社(者)で, 消費税の課税事業者を対象。 契約内容別の集計。 Q14×Q8 クロス集計		n=				
TOTAL		235	62.1	12.3	10.2	15.3
Q8 主要売先との契約 (回答は一つ)	請負又はこれに類する契約	118	63.6	11.0	9.3	16.1
	委任又はこれに類する契約	32	78.1	3.1	12.5	6.3
	実質的には雇用又はこれに類する契約	※※ 27	44.4	25.9	11.1	18.5
	その他	8	37.5	12.5	37.5	12.5
	わからない／答えたくない	50	62.0	14.0	6.0	18.0
※※ 27 人のうち, 一人事業者(=雇用的自営業者)		10	30.0	10.0	20.0	40.0
【数表 14-7】 ※ 一人事業者(n=315) のうち						
マイクロタスク型	n=	33	19	0	8	6
	(%)	100.0	57.6	0.0	24.2	18.2
雇用的自営業者	n=	10	3	1	2	4
	(%)	100.0	30.0	10.0	20.0	40.0

(参考)【数表 14-8】 経済産業省 消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査の結果—価格転嫁の状況(全体)の時系列推移

	調査時期	n=	① 全て転嫁できて いる	② 一部転嫁できて いる	③ 全く転嫁できて いない	④ その他(経営戦略 上、転嫁しなかつ た場合など)
事業者間 (BtoB) 取引	令和元年 11 月	13, 446	88.1	4.5	1.8	5.6
	令和 2 年 7 月	7, 789	90.3	3.9	1.4	4.4
	令和 2 年 9 月	7, 920	88.4	4.3	1.8	5.4
	令和 2 年 12 月	6, 716	89.8	3.8	1.5	4.9
	令和 3 年 2 月	6, 863	90.5	3.6	1.4	4.5
	令和 3 年 6 月	8, 796	89.4	3.5	1.7	5.3
	令和 3 年 10 月	7, 948	88.6	3.8	1.8	5.8
(参考資料)	令和元年 11 月	11, 267	76.3	11.1	3.3	9.3
消費者向け (BtoC) 取引	令和 2 年 7 月	6, 610	81.0	8.7	2.7	7.7
	令和 2 年 9 月	6, 800	78.8	9.5	3.2	8.6
	令和 2 年 12 月	5, 706	81.9	8.0	2.9	7.1
	令和 3 年 2 月	5, 822	82.0	7.8	2.7	7.5
	令和 3 年 6 月	7, 723	81.4	7.8	2.7	8.1
	令和 3 年 10 月	7, 029	80.4	7.8	2.8	9.0

(注)経済産業省では、平成 26 年 4 月の消費税 8%、令和元年 10 月の消費税 10%への消費税率引上げを踏まえ、転嫁状況を定期的にモニタリングするため、事業者(法人と個人事業者)へのアンケート調査を実施している。

上記表は、そのアンケート調査の報告書に基づき、令和元年 10 月の消費税率引き上げ以降における価格転嫁の状況(全体)の時系列推移について、消費者向け(BtoC)取引の分も含め、筆者がまとめたものである。

※ 株式会社 東京商工リサーチに登録されている事業者(法人と個人事業者)を対象に実施。

※ 総務省「平成 28 年経済センサス」における、従業員規模分布、業種分布に基づき、無作為抽出(各月 40,000 者)。

集計ごとに、無回答は除外して集計。

【数表 15】 適格請求書発行事業者の登録状況 (その1)

Q15 令和5年10月1日から適格請求書(インボイス)の発行事業者の登録を受けるためには、原則として令和3年10月1日から令和5年3月31日までに、適格請求書発行事業者の登録申請手続をする必要があります。その登録申請をしましたか、または、する予定はありますか。(回答は1つ) (%)

【数表 15-1】 年代別 (全員を対象) Q15×Q2 クロス集計		n=	① 登録申請手続 をした	② 今後、登録申請 手続をする予 定である	③ 制度や取引への 影響等をよく検 討した上で、登 録申請手続を するかどうかを 判断したい	④ わからない ／答えたくな い	
TOTAL		3,086	2.7	7.5	37.2	52.7	
年代	30～39 歳	116	5.2	6.0	35.3	53.4	
	40～49 歳	578	2.9	11.1	34.3	51.7	
	50～59 歳	1,164	2.1	7.0	36.3	54.6	
	60～69 歳	963	2.6	6.3	38.7	52.3	
	70～79 歳	265	3.4	6.4	42.3	47.9	
【数表 15-2】 売上先の数 (全員を対象) Q15×Q5 クロス集計							
TOTAL		3,086	2.7	7.5	37.2	52.7	
Q5 売上先 の数 (回答は 1つ)	1 社(者)	BtoB	1024	2.8	8.0	36.2	52.9
	2～5 社(者)		572	3.0	9.1	44.9	43.0
	6～9 社(者)		107	1.9	12.1	52.3	33.6
	10 社(者)以上	BtoC	171	8.8	8.8	44.4	38.0
	一般消費者		836	1.7	7.1	40.4	50.8
	わからない／答えたくない		376	1.3	2.4	13.0	83.2
【数表 15-3】 年間売上高 (全員を対象) Q15×Q6 クロス集計							
TOTAL		3,086	2.7	7.5	37.2	52.7	
Q6 年間の 売上高 (総収入 金額) (回答は 1つ)	200 万円以下	507	1.8	4.5	40.4	53.3	
	200 万円超～400 万円	464	1.5	5.2	40.9	52.4	
	400 万円超～600 万円	355	2.0	8.2	44.5	45.4	
	600 万円超～800 万円	230	3.0	9.1	47.0	40.9	
	800 万円超～1000 万円	272	3.7	12.1	45.2	39.0	
	1000 万円超～3000 万円	328	4.6	14.6	41.2	39.6	
	3000 万円超～5000 万円	70	5.7	15.7	47.1	31.4	
	5000 万円超	90	20.0	18.9	31.1	30.0	
	わからない／答えたくない	770	0.6	3.1	21.7	74.5	
【数表 15-4】 事業従事者数 (全員を対象) Q15×Q7 クロス集計							
TOTAL		3,086	2.7	7.5	37.2	52.7	
Q7 事業従事 者数 (回答は 1つ)	本人だけ(一人事業者)	※ 1,951	1.6	6.7	39.1	52.6	
	本人と事業専従者の親族	644	3.6	7.0	37.9	51.6	
	本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員10人以下	277	7.9	14.4	40.1	37.5	
	本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員11人以上	40	12.5	20.0	40.0	27.5	
	わからない／答えたくない	174	0.6	4.0	7.5	87.9	

【数表 15】 適格請求書発行事業者の登録状況（その2）

Q15 令和5年10月1日から適格請求書(インボイス)の発行事業者の登録を受けるためには、原則として令和3年10月1日から令和5年3月31日までに、適格請求書発行事業者の登録申請手続をする必要があります。その登録申請をしましたか、または、する予定はありますか。(回答は1つ) (%)

		n=	① 登録申請手続 きをした	② 今後、登録申 請手続きをする 予定である	③ 制度や取引へ の影響等をよく 検討した上で、 登録申請 手続きをする かどうかを判 断したい	④ わからない／ 答えたくない		
【数表 15-5】 消費税課税状況 (全員を対象) Q15×Q13 クロス集計								
TOTAL		3,086	2.7	7.5	37.2	52.7		
Q13 現在の 消費税 の課税 状況 (回答は 1つ)	課税事業者・ 本則課税を適用	430	10.0	19.8	42.6	27.7		
	課税事業者・ 簡易課税を選択	259	8.1	17.0	49.8	25.1		
	免税事業者	※※ 1,118	0.7	6.6	56.7	36.0		
	わからない／答えたくない	1,279	0.8	2.1	15.7	81.4		
【数表 15-5 付表(1)】 ※※ 免税事業者 n=1,118	1社(者)	BtoB	376	0.5	8.2	55.6	35.6	
			2～5社(者)	241	1.7	5.8	66.0	26.6
			6～9社(者)	49	0.0	6.1	63.3	30.6
	Q5 売上先数	10社(者)～		54	0.0	5.6	61.1	33.3
		一般消費者	BtoC	346	0.3	6.4	51.7	41.6
		わからない等		52	1.9	1.9	44.2	51.9
【数表 15-5 付表(2)】 ※※ 免税事 業者 n=1,118	本人だけ（一人事業者） [BtoB]		855 [571]	0.5 [0.4]	7.0 [7.5]	57.1 [60.6]	35.4 [31.5]	
	本人と事業専従者の親族		205	1.0	4.4	55.6	39.0	
	本人と事業専従者の親族に 加え、他の従業員10人以下		45	2.2	8.9	60.0	28.9	
	本人と事業専従者の親族に 加え、他の従業員11人以上		2	50.0	0.0	0.0	50.0	
	わからない／答えたくない		11	0.0	9.1	45.5	45.5	
【数表 15-6】 ※ 一人事業者(n=1,951)のうち								
マイクロタスク型	n=	221	2	8	73	138		
	(%)	100.0	0.9	3.6	33.0	62.4		
雇用的自営業者	n=	52	0	5	19	28		
	(%)	100.0	0	9.6	36.5	53.8		

【数表 16】消費税の課税事業者におけるインボイス制度の導入の影響

(Q13で消費税の課税事業者(本則課税、簡易課税)と回答した者を対象)

Q16 令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入されることになりましたが、この制度によって、どのような影響が出るとお考えですか。(①と②は複数回答可) (%)

		n=	① 事務負担が増える	② その他の影響	③ 制度の内容や取引への影響等がよくわからないので、答えられない	④ 答えたくない	
【数表 16-1】 売上先の数 (課税事業者を対象) Q16×Q5クロス集計							
TOTAL		689	36.3	1.6	56.5	6.1	
Q5 売上先の数 (回答は1つ)	1社(者)	BtoB	235	39.6	1.3	50.6	9.4
	2~5社(者)		137	35.0	1.5	59.9	3.6
	6~9社(者)		36	36.1	0.0	61.1	2.8
	10社(者)以上		72	50.0	1.4	47.2	1.4
	一般消費者	BtoC	183	29.0	2.7	65.0	3.8
	わからない/答えたくない		26	26.9	0.0	50.0	23.1
【数表 16-2】 年間の売上高 (課税事業者を対象) Q16×Q6クロス集計							
TOTAL		689	36.3	1.6	56.5	6.1	
Q6 年間の売上高(総収入金額) (回答は1つ)	200万円以下	54	44.4	5.6	42.6	9.3	
	200万円超~400万円	65	35.4	1.5	55.4	7.7	
	400万円超~600万円	63	25.4	1.6	60.3	12.7	
	600万円超~800万円	43	34.9	2.3	55.8	7.0	
	800万円超~1000万円	73	39.7	0.0	53.4	6.8	
	1000万円超~3000万円	181	32.0	2.2	64.6	2.2	
	3000万円超~5000万円	43	34.9	0.0	65.1	0.0	
	5000万円超	69	59.4	0.0	37.7	2.9	
わからない/答えたくない	98	29.6	1.0	59.2	10.2		
【数表 16-3】 事業従事者数 (課税事業者を対象) Q16×Q7クロス集計							
TOTAL		689	36.3	1.6	56.5	6.1	
Q7 事業従事者数 (回答は1つ)	本人だけ(一人事業者)	※ 315	34.6	1.6	56.5	8.3	
	本人と事業専従者の親族	182	34.1	2.7	58.2	4.9	
	本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員10人以下	152	40.1	0.7	55.3	3.9	
	本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員11人以上	29	44.8	0.0	51.7	3.4	
	わからない/答えたくない	11	45.5	0.0	54.5	0.0	
【数表 16-4】 ※ 一人事業者(n=315)のうち							
マイクロタスク型	n=	33	6	0	24	3	
	(%)	100.0	18.2	0.0	72.7	9.1	
雇用的自営業者	n=	10	5	0	3	2	
	(%)	100.0	50	0	30	20	

【数表 17】 消費税の免税事業者におけるインボイス制度の導入の影響

(Q13 で消費税の免税事業者と回答した者を対象)

Q17 令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入されることになりましたが、この制度によって、どのような影響が出るとお考えですか。(①, ②, ③は複数回答可)							(%)	
			n=	① 免税事業者 のままで は、売上先 より販売価 格から消費 税相当額の 値引きを要 求されるか もしれない	② 売上先から 適格請求書 (インボイ ス)を発行す ることができ る課税事業 者になること を勧められ るかもしれ ない	③ その他	④ 制度の内容 や取引への 影響等がよ くわからない ので、答 えられない	⑤ 答えたく ない
【数表 17-1】 売上先の数 (免税事業者を対象) Q17×Q5 クロス集計								
TOTAL			1,118	13.1	12.9	2.9	70.4	6.1
Q5 売上先 の数 (回答は 1つ)	1社(者)	BtoB	376	14.6	16.2	2.9	64.1	7.7
	2~5社(者)		241	15.3	16.7	4.1	62.7	4.6
	6~9社(者)		49	4.1	12.2	3.0	65.4	6.3
	10社(者)以上		54	13.0	14.8	0.0	74.1	3.7
	一般消費者	BtoC	346	9.8	6.4	2.9	80.3	3.8
わからない/答えたくない			52	3.8	3.8	0.0	73.1	19.2
【数表 17-2】 年間売上高 (免税事業者を対象) Q17×Q6 クロス集計								
TOTAL			1,118	13.1	12.9	2.9	70.4	6.1
Q6 年間の 売上高 (総収入 金額) (回答は1 つ)	200万円以下		259	11.6	9.7	2.3	73.7	5.8
	200万円超~400万円		209	11.5	14.4	3.3	72.2	4.8
	400万円超~600万円		188	19.1	14.4	2.7	66.0	5.3
	600万円超~800万円		128	12.5	18.0	4.7	70.3	0.8
	800万円超~1000万円		126	17.5	19.8	4.0	65.1	4.8
	1000万円超~3000万円		60	18.3	11.7	1.7	60.0	11.7
	3000万円超~5000万円		9	11.1	0.0	11.1	77.8	0.0
	5000万円超		7	0.0	28.6	0.0	57.1	14.3
わからない/答えたくない			132	4.5	3.8	0.8	77.3	13.6
【数表 17-3】 事業従事者数 (免税事業者を対象) Q17×Q7 クロス集計								
TOTAL			1,118	13.1	12.9	2.9	70.4	6.1
Q7 事業従 事者数 (回答は1 つ)	本人だけ(一人事業者)		※ 855	12.6	13.2	2.9	70.4	5.8
	本人と事業専従者の親族		205	14.6	12.2	2.9	69.8	7.8
	本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員10人以下		45	15.6	8.9	2.2	71.1	4.4
	本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員11人以上		2	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
	わからない/答えたくない		11	9.1	9.1	0.0	81.8	0.0
【数表 17-4】 ※ 一人事業者(n=855)のうち								
マイクログラスク型	n=		84	3	7	3	66	6
	(%)		100.0	3.6	8.3	3.6	78.6	7.1
雇用的自営業者	n=		22	5	4	0	12	2
	(%)		100.0	22.7	18.2	0	54.5	9.1

【数表 18】質問別の無回答の割合

(%)

質問 No.	対象者	質問項目	わからない／ 答えたくない	
Q3	全員	業種	3.8	
Q4	全員	事業経過年数	3.8	
Q5	全員	売上先の数	12.2	
Q6	全員	年間売上高	25.0	
Q7	全員	事業従事者の人数	5.6	
Q8	Q5①売上先1社	その主要な売上先との契約	35.5	
Q9	全員	業務上の経験・知識・スキルの必要性	8.7	
Q10	Q5①売上先1社	その主要な売上先との報酬額決定交渉	15.6	
Q11	全員	経理、税務申告の状況	32.7	
Q12	全員	改正電子帳簿保存法への対応状況	34.6	
Q13	全員	消費税の課税事業者と免税事業者の状況	41.4	
Q14	Q13①②課税事業者	消費税の課税事業者における転嫁状況	12.2	
Q15	全員	消費税の適格請求書(インボイス)発行事業者の登録状況	52.7	
Q16	Q13①②課税事業者	消費税の課税事業者におけるインボイス制度導入の影響	62.6	56.5+6.1 ※
Q17	Q13③免税事業者	消費税の免税事業者におけるインボイス制度導入の影響	76.5	70.4+6.1 ※

※ Q16 と Q17 は、選択肢を「制度の内容や取引への影響等がよくわからないので、答えられない」と「答えたくない」に分けているので、それらの合計を記載した。

8. 消費税額の計算における被用者と一人事業者の差異の比較・検討

本稿では、サンプル全体 (n=3, 086) の 63.2% を占める一人事業者 (n=1, 951) に着目して分析した。ここでは、消費税額の計算における被用者と一人事業者の差異を比較・検討する。両者は、経済的にみれば、どちらも付加価値を生み出す最小単位であるが、消費税法上の取り扱いは、以下に示した通り全く異なる。

○ 被用者とその雇用主における取り扱い

被用者 (給与所得者)	消費税の納税義務なし。
雇用主 (事業者)	消費税の納税義務あり。 被用者に支給した給与は不課税であり、仕入税額控除の対象外。

○ 一人事業者とその売上先における取り扱い

一人事業者 (事業所得者)	消費税の納税義務あり。ただし、一定要件を満たせば、事業者免税点制度の特例の適用あり。
売上先 (事業者)	消費税の納税義務あり。 一人事業者に支払った役務提供の対価は、仕入税額控除の対象。

日本の消費税は、付加価値税 (Value Added Tax) の一種である。付加価値税は、文字通り付加価値に係る税金である。付加価値税の計算方式は、以下のように簡略的に示すことができる。

納付税額

= 付加価値 × 税率

= (利益 + 人件費 + その他) × 税率 ①

= (課税売上高 - 課税仕入高) × 税率 ②

= 課税売上高 × 税率 - 課税仕入高 × 税率 ③

①は、付加価値の要素を合算した上で税率を適用する加算・直接方式である。しかし、①では取引単位で課税・非課税等の区分計算ができないことなどから、一般的に採用されているのは、③の控除・間接方式である。日本の消費税もこの仕組みである。

①の付加価値の要素としては、利益、人件費、支払利息、賃借料、租税公課がある。人件費、支払利息、賃借料、租税公課は、③の計算式では、概ね不課税や

非課税 (= 課税仕入れに該当しない) として扱われる。

①の計算式からわかるように、消費税の課税ベースは、所得税や法人税の課税ベースである所得 (利益から誘導して算出) と比べて大きい。したがって、消費税の税率は、所得税や法人税の税率と比べて低くても、多額の税収を上げることができるのである。ここでは、それを多収性と呼ぶことにする。

付加価値のうち、利益は事業者に帰属し、人件費は役員・従業員へ、支払利息は銀行等へ、賃借料は地主等へ、租税公課は政府へそれぞれ分配される。制度上、消費税は売上先に転嫁することが予定されているが、その転嫁は基本的に個々の事業者の努力に委ねられている。もし、事業者が予定通りに転嫁できなければ、課税ベースが大きいだけに、過重な負担が当該事業者にのしかかることになる。すなわち、転嫁できなかった税額相当額のうち、利益に係る部分は所得課税と実質的に同じになるが、人件費等の流出に係る部分は担税力なきところへの課税を意味する。消費税が他の税目と比べて新規発生滞納額が大きい²⁷⁾のは、このような計算の仕組みに起因するところが大きいと考えられる。以上の考え方は、拙著²⁸⁾において論じてきた。

しかし、逆の見方をすれば、消費税の転嫁が円滑に行われている限り、消費税は多収性に優れた、非常に効率的な仕組みであると言える。なぜなら、納税義務者である事業者は、自身に帰属する利益のみならず、役員や従業員に支給した給与等の人件費を含む付加価値に係る税額を一括して算出し、その申告納付義務を履行することが予定されているからである。個々の事業者に着目すると、一般に利益の額よりも人件費の額の方が大きい。赤字の事業者であっても、人件費が生じている限り消費税の納税額が発生する。マクロ的にみると、法人企業の付加価値の額 273 兆円 (令和 2 年度) のうち、主要なもの、人件費 195 兆円 (構成比 71.5%) と営業純益 35 兆円 (構成比 13%) である²⁹⁾。

制度上、人件費等に係る消費税の納税義務を事業者に負わせることによって、被用者は受給した給与に係る消費税の申告納付義務が免除されているという見方もできる。仮に、給与等の人件費を課税取引にしたらどうなるのか。そのような仮定のケースでは、事業者において支給した給与は仕入税額控除の対象となり、

²⁷⁾ 国税庁報道発表資料。

https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/release/hodo/r03/sozei/shuno_taino/01.htm (2022年2月12日閲覧)

²⁸⁾ 藤巻一男「消費税法における簡易仕入税額控除制度の問題と限界—人件費アプローチに基づく特例措置の提言—」新潟大学経済論集第104号103-108頁(2018)。

²⁹⁾ 法人企業統計・前掲注(3)。

反面、被用者に消費税の申告納付義務が生じることになる。その場合、被用者（給与所得者）は、約6千万人³⁰に上るが、そのほとんどは年間の給与収入金額が1千万円以下であるから、現行の事業者免税点制度をそのまま適用すれば、免税事業者に該当し、消費税の税収は大幅減となる。しかし、インボイス制度が導入されたと仮定した場合、被用者の大部分は課税事業者になることを選択せざるを得なくなり、各人に事務負担が発生し、執行は大混乱することになるだろう。

以上の仮想のケースの説明からわかるように、現行の消費税の仕組みが多収性に優れ、非常に効率的である理由は、給与等の人件費を不課税（仕入税額控除の対象外）とし、付加価値の大部分を占める人件費等に係る消費税の納税義務を事業者に負わせているからである。被用者の生み出す付加価値である給与（事業者にとっては人件費）は、消費税の最大の特長である簡素で効率的な仕組みを構成する要素となっている。

それでは、一人事業者の場合どうか。一人事業者は、被用者と比べて人数は少なく、生み出す付加価値の総額や平均額も少ないであろうが、消費税制の執行上、決して軽視することはできない存在である。一人事業者は、概して事業規模が零細であり、本調査の結果では、年間売上高は200万円以下が23.0%と最も多く、年間売上高が上がるにつれて減少する（【数表7-2】）。これに対して、被用者（給与所得者）の場合、給与収入金額の分布は、国税庁の調査結果によると、300万円超～400万円の階級が最も多い³¹。

被用者の所得税は、原則として、雇用主における源泉徴収と年末調整により計算・納税され、例外的に被用者自身が確定申告を行う。被用者の給与所得の金額の計算上、給与所得控除が適用されるが、実際の必要経費の額は概して僅少である³²。これに対し、一人事業者の場合は、申告納税制度の下、個々人が総収入金額から必要経費を控除して所得金額を算定し、所得税の

確定申告義務を有する。令和2年分以後の所得税については、働き方の多様化を踏まえ、フリーランス等の様々な形で働く人々をあまねく応援する等の観点から、給与所得控除及び公的年金等控除の額を一律10万円引き下げる一方で、すべての者に適用される基礎控除の額が10万円引き上げられた。このように、所得税については、フリーランス等に一応配慮した改正が行われたが、消費税はどうか。

概数的にみて、約2百万人以上³³の一人事業者がいると推測される。インボイス制度の導入によって、大勢の一人事業者が課税事業者になることを選択した場合、各人に事務負担が生じ、課税庁の執行コストも増大する。インボイス制度の導入によって、免税事業者からの仕入れも仕入税額控除の対象になるという現行制度の矛盾は解消され、取引の透明化にも寄与することになるであろうが、その代償として、消費税の簡素性が損なわれることになる。

消費税の納税義務者は法人と個人事業者であり、両者に適用される納付税額の計算方式は基本的に同じである。しかし、個人事業者のうち、特に一人事業者には、法人にはない固有の特徴がある。一人事業者においては、付加価値の利益と人件費が一体化している。一人事業者は、生産者であると同時に消費者でもあり、1年間に得た付加価値のうち、一部は事業活動に当てられ、残りの部分は個人的な消費や貯蓄に当てられる。現行制度では、このような特徴を有する一人事業者に配慮した措置は講じられていない。

筆者は、前研究において、消費税転嫁の不完全性と簡易課税制度との関係や簡易仕入れ税額控除制度（以下「簡易課税制度」という）の問題と限界について論じた上で、人件費アプローチに基づく、新たな特例措置の骨格を提示した³⁴。すなわち、それは、小規模事業者の転嫁困難性の問題を軽減し、消費税の事務負担の軽減のために、本則課税における現行の仕入税額控除

³⁰ 国税庁「令和2年分民間給与実態統計調査結果」民間の給与所得者数は5,928万人。

³¹ 国税庁「民間給与実態統計調査—調査結果報告—」21頁（平成29年9月）。これによれば、平成28年分の1年間を通じて勤務した給与所得者4,869万人の給与階級別分布は、300万円超400万円以下の者が854万人（構成比17.5%）で最も多く、次いで200万円超300万円以下の者が796万人（同16.3%）となっている。「給与」は、1年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。）で、通勤手当等の非課税分は含まない。

³² 給与所得者に適用される給与所得控除は、実際の必要経費を上回る。櫻井淳「所得税法（給与所得控除の上限設定）の改

正」『平成24年版 改正税法のすべて』250頁（大蔵財務協会、2012）によると、当時の調査では、マクロ的に見ると、給与所得控除によって給与収入総額の3割程度が控除されていたが、給与所得者の必要経費とされる支出は給与収入の約6%ではないかと試算もある、と説明している。

³³ 国税庁の統計年報によれば、事業所得者は3,934,114人（令和2年分）。
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkoku2020/shinkoku.htm>（2022年1月17日閲覧）

事業所得者の人数に、本調査の一人事業者の割合（63.2%、【数表6】を参照）を適用した場合、2百万人以上となる。

³⁴ 藤巻・前掲書（28）108-114頁。

等に加え、給与等の人件費の一定割合を追加的に税額控除するという単純なものであった。この提言は、中小法人（会社）を主たる対象として、利益と給与の特徴の違い（事業者にとって留保か流出か）を前提にしたものであり、一人事業者等の小規模零細の個人事業者を念頭においたものではなかった。

一人事業者においては、被用者を抱える法人や個人事業者の場合とは異なり、利益と人件費の区別はなく付加価値が一体化していることから、上記の提言による措置案は妥当しない。また、本稿では、一人事業者に焦点を当てて分析したが、事業専従者の親族がいる場合（本調査ではサンプル全体の20.9%を占める、【数表6】参照）、一人従業者と同様に考えてよい層も存在するであろう。中小法人のみならず、小規模零細の個人事業者を包摂した特例措置の在り方を探究することが、本研究の課題である。

おわりに

フリーランス等の一人事業者のような働き方は、これからの時代においてどのように評価されていくのか。この問いに対しては、単に税法上の論理だけではなく、ワーク・ライフ・バランスなども考慮に入れ、多面的に検討する必要がある。労働者の中には、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進過程で、フリーランスのような柔軟な働き方を志向する者も増えていくのではないかと推測される。また、コロナ禍を契機に注目されるようになったリモートワークは、ポストコロナ社会においても、企業や労働者がそれぞれ抱えている様々な問題を克服する手段として活用されていくと考えられる。消費税の論理だけを優先させると、このような長期的な社会の動きに対して障害となる場面も出てくるのではないかと考えられる。

インボイス制度の導入によって、免税事業者に対し適格請求書を発行できる課税事業者になることを促すことになれば、免税事業者からの仕入れも仕入税額控除の対象になるという現行制度の矛盾は解消に向かい、取引の透明化にも寄与するであろう。しかし、6.と8.で述べたように、その一方で、小規模零細の個人事業者の事務負担や課税庁の執行コストが増加し、小規模零細の個人事業者の働き方に影響を与え、簡素性を損なうことになるだろう。

そこで、そのような対立関係を緩和するため、小規

模零細の個人事業者のための特例措置の在り方について、最後に触れておきたい。インボイス制度の導入によって、免税事業者が適格請求書を発行できる課税事業者に移行せざるを得なくなった場合、その事務負担が直接的に当該事業者ののしかかることになるが、一定要件を満たす小規模事業者においては、上記8.で触れた簡易課税制度を適用することによって、事務負担が軽減される場合がある。簡易課税制度は、事業区分ごとに設定されたみなし仕入率を適用する税額計算に係る特例である。これは内部計算上の措置であり、その適用においては、インボイス制度や取引先からの影響は受けない。

しかし、簡易課税制度は、これまでいわゆる益税を縮減するために、適用制限を厳しくする方向で改正が行われてきた。この益税を事業者にとって単なる「儲け」であると解するのは早計である。課税事業者を選択した小規模零細の個人事業者が販売価格に消費税分を予定通りに上乗せできなければ、いわゆる損税が生じるが、その課税事業者が簡易課税制度を選択・適用したことによって益税が生じていれば、結果的に、その益税は、その損税分を補填する機能を有しているという見方も可能である。

以上の通り簡易課税制度は一定の目的や機能を有しているが、種々の問題も抱えている³⁵。簡易課税制度には、業種間で適用上の格差があることや、複数の種類の事業を営んでいる場合には計算が複雑になることから、公平で簡素な制度とは言い難い側面がある。

インボイス制度の導入によって、小規模零細の個人事業者が課税事業者となることを選択せざるを得なくなった場合、現行の簡易課税制度では、小規模零細の個人事業者に生じる事務負担や損税の問題を軽減・緩和するには限界があると考えられる。小規模零細の個人事業者にも配慮した公平性で簡素な特例措置の在り方については、今後の研究課題としたい。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費 20K01290（令和2～5年度、基盤研究(C)「消費税の軽減税率等が事業者に及ぼす影響の分析と人件費アプローチによる対応策の検討」）の助成を受けたものである。

³⁵ 簡易課税制度の機能や問題点については、藤巻・前掲注

(4) 98-103頁参照。

【参考】 質問表

以下の各質問は、PC又はスマホの画面に1つずつ表示されるようになっている。また、一度回答した質問については、前の画面に後戻りして回答をし直すことはできない設定になっている。

消費税等に関するアンケート

アンケートにアクセスしていただき、ありがとうございます。

このアンケートは、個人で事業を営まれている方々を対象に、主に事業の概要、経理の状況、消費税による影響等に関する質問を行うものです。

お答えづらい質問があるかと存じますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

アンケートの回答内容はすべて統計情報としてのみ使用し、個人や勤務先の会社名を特定できるような情報が開示されることは一切ございません。

ご協力いただける方のみ、お進みください。

アンケートであなたご自身やあなたのご家族についてお伺いする場合があります。

ご協力いただける場合は「開始」ボタンを押し、回答を開始してください。

《全員を対象》

Q1 あなたの性別をお答えください。

(回答は1つ)

- ① 男性
- ② 女性

《全員を対象》

Q2 あなたの年齢をお答えください。

____ 歳

《全員を対象》

Q3 あなたの営んでいる仕事の業種は、どれに該当しますか。兼業している場合には、売上高が最も大きい業種を選んでください。

(回答は1つ)

- ① 農業、林業
- ② 漁業
- ③ 鉱業、採石業、砂利採取業
- ④ 建設業
- ⑤ 製造業
- ⑥ 電気・ガス・熱供給・水道業
- ⑦ 情報通信業
- ⑧ 運輸業、郵便業
- ⑨ 卸売業、小売業

- ⑩ 金融業、保険業
- ⑪ 不動産業、物品賃貸業
- ⑫ 学術研究、専門・技術サービス業
- ⑬ 宿泊業、飲食サービス業
- ⑭ 生活関連サービス業、娯楽業
- ⑮ 教育、学習支援業
- ⑯ 医療、福祉
- ⑰ その他のサービス業
- ⑱ わからない／答えたくない

《全員を対象》

Q4 あなたが個人で事業を始められてから、どのくらいの年数が経過しましたか。

(回答は1つ)

- ① 1年未満
- ② 1年～2年未満
- ③ 2年～3年未満
- ④ 3年～4年未満
- ⑤ 4年～5年未満
- ⑥ 5年～6年未満
- ⑦ 6年～7年未満
- ⑧ 7年～8年未満
- ⑨ 8年～9年未満
- ⑩ 9年～10年未満
- ⑪ 10年以上
- ⑫ わからない／答えたくない
- ⑬ 個人では事業を行っていない

《全員を対象》

Q5 売上先の数はどれくらいですか。

(回答は1つ)

(注)

- ・ 売上高の9割以上が1社(者)で占められている場合、①を選択してください。
 - ・ ①～④の売上先は、事業者(法人または個人事業者)を指します。
 - ・ ①～④(法人または個人事業者)と⑤(一般消費者)の両方がある場合、⑤を選択してください。
- ① 1社(者)
 - ② 2～5社(者)
 - ③ 6～9社(者)
 - ④ 10社(者)以上
 - ⑤ 一般消費者
 - ⑥ わからない／答えたくない

《全員を対象》

Q6 あなたの事業の年間の売上げ高(総収入金額)はどれくらいですか。

(回答は1つ)

- ① 200万円以下
- ② 200万円超～400万円以下

- ③ 400万円超～600万円以下
- ④ 600万円超～800万円以下
- ⑤ 800万円超～1000万円以下
- ⑥ 1000万円超～3000万円以下
- ⑦ 3000万円超～5000万円以下
- ⑧ 5000万円超
- ⑨ わからない／答えたくない

《全員を対象》

Q7 あなたの事業に従事している者(一時的なアルバイトは含まない)の人数はどれくらいですか。

(回答は1つ)

- ① 本人だけ
- ② 本人と事業専従者の親族
- ③ 本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員10人以下
- ④ 本人と事業専従者の親族に加え、他の従業員11人以上
- ⑤ わからない／答えたくない

《Q5の①を選択した者を対象》

売上先が1社(者)(売上高の9割以上が1社(者)で占められている場合を含む)とお答えになりました。

Q8 その主要な売上先との契約は、どれに該当しますか。

(回答は1つ)

(参考)

- ・ 請負とは、請負人が引き受けた仕事を完成し、注文者がこれに対して報酬を支払うべきことを内容とする契約です。契約によって請負人は、引き受けた仕事の完成という一定の結果をもたらす義務を負い、注文者は、その結果に対して報酬を支払う義務を負います。
 - ・ 委任とは、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって効力を生じる契約をいいます。委任は、当事者間の信頼関係を基礎にして成立する契約であり、しかも受任者の自らの裁量によって委任事務が処理されます。
 - ・ 雇用とは、労働者が使用者に対して労務に服することを約し、使用者が労働者にその報酬を支払うことを約する契約です。使用者の指揮命令のもとで労働者が労務を提供します。
- ① 請負又はこれに類する契約
 - ② 委任又はこれに類する契約
 - ③ 実質的には雇用又はこれに類する契約
 - ④ その他
 - ⑤ わからない／答えたくない

《全員を対象》

Q9 あなたの仕事は、次のどれに当てはまりますか。

(回答は1つ)

- ① 自身の経験や知識、スキルを活用できる仕事である
- ② どちらかといえば、自身の経験や知識、スキルを活用できる仕事である
- ③ どちらかといえば、誰でもできるような簡単な作業の仕事である
- ④ 誰でもできるような簡単な作業の仕事である
- ⑤ わからない／答えたくない

《Q5の①を選択した者を対象》

売上先が1社(者)(売上高の9割以上が1社(者)で占められている場合を含む)とお答えになりました。

Q10 その主要な売上先との間で報酬額の決定について、どの程度交渉することができますか。

(回答は1つ)

- ① 交渉できる
- ② ある程度交渉できる
- ③ あまり交渉できない
- ④ 交渉できない
- ⑤ わからない／答えたくない

《全員を対象》

Q11 あなたの事業に係る取引情報、経理、税務申告に係る処理は、次のどれに当てはまりますか。

(回答はいくつでも可)

(注) 電子取引とは、取引情報のやり取りを電磁的に行う取引のことを言います。

例：ネットワーク経由でビジネス文書をやり取りするEDI取引、インターネットを介した取引、電子メールによる取引。

(注) e-taxとは、インターネット等を利用して電子的に手続が行える国税庁のシステムです。

- ① 売上先との取引の全部または一部を電子取引で行っている
- ② 会計ソフトウェアを利用している
- ③ e-taxを利用して、所得税の申告をしている
- ④ e-taxを利用して、消費税の申告をしている
- ⑤ 税理士等に、経理・税務申告に係る処理事務の一部を委任している
- ⑥ 答えられない

《全員を対象》

Q12 電子帳簿保存法(注)が改正され、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について抜本的な見直しが行われ、令和4年1月1日から施行される予定でしたが、2年の猶予期間が設けられました。あなたは、改正内容を踏まえた対応ができていますか。

(回答は一つ)

(注) 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録(電子データ)による保存を可能とすることや、電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

- ① 改正内容をよく理解していないが、対応は必要ないと思う
- ② 改正内容をよく理解していないので、対応が必要かどうか検討したい
- ③ 改正内容をおおむね理解しており、対応を検討している
- ④ 改正内容をおおむね理解しており、既に対応している
- ⑤ わからない／答えたくない

《全員を対象》

Q13 あなたの現在の消費税の課税状況は、次のいずれに該当しますか。

(回答は1つ)

(注) 本則課税とは、課税期間における課税売上高に对应する課税仕入高に係る消費税額を仕入税額控除の対象とする方法をいいます。

簡易課税制度(=簡易仕入税額控除制度)とは、基準期間(前々年)における課税売上高が5000万円以下である課税期間について、所轄税務署長に届け出をすることにより、その課税期間の課税売上高に係る消費税額にその事業者の営む事業の種類の区分に応じたみなし仕入率を乗じて計算した金額を課税仕入高に係る消費税額とみなして控除する方法を言います。

- ① 課税事業者に該当し、本則課税を適用している
- ② 課税事業者に該当し、簡易課税の特例制度を選択している
- ③ 免税事業者に該当する
- ④ わからない／答えたくない

《Q13で①又は②のいずれかを選択した者を対象》

消費税の課税事業者に該当するとお答えになりました。

Q14 令和元年10月1日より消費税の標準税率が8%から10%に引き上げられましたが、その際、税率引き上げ分(2%)について円滑に転嫁できましたか。

(回答は一つ)

(注) この場合、「転嫁できた」とは、消費税率引き上げ前と比べて、事業全体で同程度の税抜きの売上高や営業利益を確保できたことを意味します。

- ① 全体として転嫁できた
- ② 一部転嫁できなかった
- ③ まったく転嫁できなかった

④ わからない／答えたくない

《全員を対象》

Q15 令和5年10月1日から適格請求書(インボイス)

の発行事業者の登録を受けるためには、原則として令和3年10月1日から令和5年3月31日までに、適格請求書発行事業者の登録申請をする必要があります。その登録申請をしましたか、または、する予定はありますか。

(回答は1つ)

- ① 登録申請手続きをした
- ② 今後、登録申請手続きをする予定である
- ③ 制度や取引への影響等をよく検討した上で、登録申請手続きをするかどうかを判断したい
- ④ わからない／答えたくない

《Q13で①又は②のいずれかを選択した者を対象》

消費税の課税事業者に該当するとお答えになりました。

Q16 令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入されることになりましたが、この制度によって、どのような影響が出るとお考えですか。

(①と②は複数回答可)

- ① 事務負担が増える
- ② その他の影響
- ③ 制度の内容や取引への影響等がよくわからないので、答えられない
- ④ 答えたくない

《Q13で③を選択した者を対象》

消費税の免税事業者に該当するとお答えになりました。

Q17 令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入されることになりましたが、この制度によって、どのような影響が出るとお考えですか。

(①, ②, ③は複数回答可)

- ① 免税事業者のままでは、売上先より販売価格から消費税相当額の値引きを要求されるかもしれない
- ② 売上先から適格請求書(インボイス)を発行することができる課税事業者になることを勧められるかもしれない
- ③ その他の影響
- ④ 制度の内容や取引への影響等がよくわからないので、答えられない
- ⑤ 答えたくない